

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-1:2009、追補 1:2013、追補 2:2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 1 部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 動作の信頼性及び安全性をもち、定格電圧以下の任意の電圧で、かつ、定格遮断容量以下の任意の電流において、規定の性能を満足するような構造でなければならない。	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8	箇条 8 寸法及び構造（全細分箇条を含む。） 安全性を確保するため、寸法、構造、材質に関し規定している。	
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.2 9.3 9.3.1	箇条 9 電気的要求事項 9.2 時間一電流特性（全細分箇条を含む。） 危険な状態の発生を防止するため、時間一電流特性は、規定範囲内になければならない。 9.3 遮断容量 9.3.1 試験方法 ヒューズリンクが電流を遮断したとき、周囲に危険を及ぼすことなく動作しなければならない。	
第三条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるも	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6	箇条 6 表示（6.2 を除く、全細分箇条を含む。） 各ヒューズリンク及び包装容器には、規定の表示をしなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-1:2009、追補 1:2013、追補 2:2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 1 部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項続 き		のとする。				
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.3 箇条 9 9.4 9.6	箇条 8 寸法及び構造 8.3 端子 ヒューズリンク接触部は、非腐食性の材料、又は適切な防 せい処理を施した材料でなければならない。 箇条 9 電氣的要求事項 9.4 耐久試験 耐久試験を実施した後、規定を満足しない電氣的不良又は 機械的不良も生じないような構造でなければならない。 9.6 パルス試験 一般の使用状態において通常経験するような電流サージ を模擬したパルス試験を実施した後、規格を満足しない電 氣的不良又は機械的不良も生じないような構造でなければ ならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 ヒューズリンクを正常に、かつ、この規格の適用範囲内において用いる限り、連続的アークの発生、外部へのアークの放出又は周囲に危険を及ぼすいかなる火炎の発生など	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-1:2009、追補 1:2013、追補 2:2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 1 部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		ているものとする。			があってはならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.5	箇条 8 寸法及び構造 8.5 はんだ接合部 外から見えるはんだ接合部（例えば、キャップ上の）は、通常の使用状態及び動作中に溶融してはならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に触れることは想定されないため、非該当が妥当と考える。
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.3 9.3.3	箇条 9 電氣的要求事項 9.3 遮断容量 9.3.3 絶縁抵抗	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-1 :2009、追補 1 :2013、追補 2 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 1 部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き		れるものとする。		9.7	遮断試験後のヒューズリンクの両端子間の絶縁抵抗値は 0.1MΩ 以上なければならない。 9.7 ヒューズリンクの温度 温度試験において、ヒューズリンクの容器又は端子の温度上昇は、135K 以下でなければならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.3 9.3.2	箇条 9 電気的要求事項 9.3 遮断容量 9.3.2 合格判定基準 遮断試験において、ヒューズリンクは発火することなく動作しなければならない。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に触れることは想定されないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-1:2009、追補 1:2013、追補 2:2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 1 部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 箇条 9 9.3 9.3.2	箇条 8 寸法及び構造（8.3を除く、全細分箇条を含む。） 個別の JIS C 6575 シリーズで要求されるとおり、機械的な危険がない形状でなければならない。 箇条 9 電気的要求事項 9.3 遮断容量 9.3.2 合否判定基準 遮断試験において、ヒューズリンクは破裂することなく動作しなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.3	箇条 8 寸法及び構造 8.3 端子 接着強度の試験は、JIS C 6575 シリーズの後続の部に適宜規定する。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.3 9.3.2	箇条 9 電気的要求事項 9.3 遮断容量 9.3.2 合否判定基準 遮断試験において、ヒューズリンクはアークを持続することなく動作しなければならない。	
第十三 条	電気用品から発生される電磁波	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置さ	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼす

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-1:2009、追補 1:2013、追補 2:2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 1 部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条続き	による危害の防止	れているものとする。				おそれのある電磁波を発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 ヒューズリンクを正常に、かつ、この規格の適用範囲内において用いる限り、連続的アークの発生、外部へのアークの放出又は周囲に危険を及ぼすいかなる火炎の発生などがあってはならない。	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において常に動作しており、始動・停止の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないもの	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-1 :2009、追補 1 :2013、追補 2 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 1 部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		とする。				
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作はないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、雑音は発生しないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-1:2009、追補 1:2013、追補 2:2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 1 部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.2 箇条 9 9.4 9.6	箇条 6 表示 6.2 表示は、消えにくく、かつ、読みやすいものでなければならない。 箇条 9 電氣的要求事項 9.4 耐久性試験 表示は、試験後、明確に読み取れなければならない 9.6 パルス試験 表示は、試験後、明確に読み取れなければならない。	
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定しているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-1:2009、追補 1:2013、追補 2:2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 1 部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
二十条 第1項 続き		標準使用期間をいう。以下同じ。 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条 第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条 第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-1:2009、追補 1:2013、追補 2:2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 1 部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-2 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第2部：管形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 6575-1（以下、第1部）の規定による。） 動作の信頼性及び安全性をもち、定格電圧以下の任意の電圧で、かつ、定格遮断容量以下の任意の電流において、規定の性能を満足するような構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.3 8.4 附属書A A.4.1 A.4.3	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 8.3 端子 ヒューズリンク両端の円筒形キャップ外側端面は、実質的に平坦んであって、軸方向に対し直角でなければならない。 8.4 アライメント及び端子形状 リード線をもつものを除き、ヒューズリンクのキャップ及び筒部は、十分真つすぐに結合しなければならない。 附属書A（規定）リード線をもつヒューズリンク A.4.1 寸法 リード線は、次の寸法の穴を通すことができなければならない。 一定格電流が6.3A以下の場合、直径1mm 一定格電流が6.3Aを超える場合、直径1.5mm A.4.3 端子のはんだ付け性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-2 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第2部：管形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				A.44	ヒューズリンクをはんだ槽に一定の条件で浸せきする試験（はんだ槽法）後、浸せきした表面は、ピンホールなどの欠点がなく、滑らかで、かつ、輝いているはんだ層で覆われていなければならない。 A.44 はんだ耐熱性 ヒューズリンクをはんだ槽に一定の条件で浸せきする試験（はんだ槽法）後、ヒューズリンクは裂けてはならず、カラーコードを使用している場合には変色してはならない。電圧降下は、関連するスタンダードシートに規定した最大値を超えてはならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	9.3 9.3.2	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 9.3 遮断容量 9.3.2 合格判定基準 遮断試験後、接点又は端子との融着があつてはならない。 遮断試験後、肉眼で見える外表面の孔あきがあつてはならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意	■該当 □非該当	箇条6 6.1	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 表示 6.1 各ヒューズリンクに定格遮断容量を示す記号又は溶	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-2 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第2部：管形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		6.3	<p>断種別記号の表示を行わなければならない。</p> <p>6.3 スタンダードシート J1 に規定するヒューズリンクは、包装容器に次の表示を行わなければならない。</p> <p>一定格遮断容量</p> <p>一溶断種別が特殊溶断の場合、最小溶断電流及び溶断時間</p>	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.3 9.4 9.6	<p>8.3 端子（第1部の規定による。）</p> <p>ヒューズリンク接触部は、非腐食性の材料、又は適切な防せい処理を施した材料でなければならない。</p> <p>9.4 耐久試験（第1部の規定による。）</p> <p>耐久試験を実施した後、規定を満足しない電氣的不良又は機械的の不良も生じないような構造でなければならない。</p> <p>9.6 パルス試験（第1部の規定による。）</p> <p>パルス試験を実施した後、規格を満足しない電氣的不良又は機械的の不良も生じないような構造でなければならない。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	<p>箇条4 一般要求事項</p> <p>ヒューズリンクを正常に、かつ、この規格の適用範囲内において用いる限り、連続的アークの発生、外部へのアークの放出又は周囲に危険を及ぼすいかなる火炎の発生などがあつてはならない。</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.5	<p>8.5 はんだ接合部（第1部の規定による。）</p> <p>外から見えるはんだ接合部（例えば、キャップ上の）は、</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-2 :2016

規格名：ミニチュアヒューズ—第2部：管形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き	の使用	を有する部品及び材料が使用されるものとする。			通常の使用状態及び動作中に溶融してはならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に触れることは想定されないため、非該当が妥当と考える。
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.3 9.3.3 9.7	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 9.3 遮断容量 9.3.3 絶縁抵抗 スタンダードシート J1 に規定するヒューズリンクは、絶縁抵抗は、500 V 絶縁抵抗計で測定したとき、0.2 MΩ以上でなければならない。 9.7 ヒューズリンクの温度	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-2 :2016

規格名：ミニチュアヒューズ—第2部：管形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				附属書A A.5.4	スタンダードシート J1 に規定するヒューズリンクは、耐久試験の最後の10分間の温度上昇は、筒の中央部で140 K以下、ヒューズリンク接触部で60 K以下でなければならない。 附属書A（規定）リード線をもつヒューズリンク A.5.4 ヒューズリンクの温度 リード線が試験基板の穴に入る箇所の温度を測定し、その温度上昇は、150 Kを超えてはならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.3 9.3.2	9.3 遮断容量（第1部の規定による。） 9.3.2 合格判定基準 遮断試験において、ヒューズリンクは発火することなく動作しなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に触れることは想定されないため、非

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-2:2016

規格名：ミニチュアヒューズー第2部：管形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十 条 続 き						該当が妥当と考 える。
第十 一 条 第 1 項	機械的危険源に よる危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性に よる転倒、可動部又は鋭利な角への接触等に よって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷 を与えるおそれがないように、適切な設計そ の他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8 9.3 9.3.2	箇条 8 寸法及び構造（第1部の規定による。） 個別の JIS C 6575 シリーズで要求されるとおり、機械的な 危険がない形状でなければならない。 9.3 遮断容量（第1部の規定による。） 9.3.2 合否判定基準 遮断試験において、ヒューズリンクは破裂することなく動 作しなければならない。	
第十 一 条 第 2 項	機械的危険源に よる危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部から の機械的作用によって生じる危険源によっ て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与 えるおそれがないように、必要な強度を持つ 設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	8.3 附属書A A.4.2	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次に よる。 8.3 端子 キャップは、ヒューズリンクを破壊しない限り、取り外せ ないくらい強固に固定しなければならない。 附属書A（規定）リード線をもつヒューズリンク A.4.2 リード線の機械的耐力試験 リード線は、通常使用時に発生するおそれのある機械的力 に耐えなければならない。	
第十 二 条	化学的危険源に よる危害又は損 傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物 質が流出し、又は溶出することにより、人体 に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	■該当 □非該当	9.3 9.3.2	9.3 遮断容量（第1部の規定による。） 9.3.2 合否判定基準 遮断試験において、ヒューズリンクはアークを持続するこ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-2:2016

規格名：ミニチュアヒューズ—第2部：管形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		それがないものとする。			となく動作しなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） ヒューズリンクを正常に、かつ、この規格の適用範囲内において用いる限り、連続的アークの発生、外部へのアークの放出又は周囲に危険を及ぼすいかなる火炎の発生などがあってはならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において常に動作しており、始動・停止の機能はないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-2 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第2部：管形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作はないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、雑音は発生しないた

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-2 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第2部：管形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条続き		音を発生するおそれがないものとする。				め、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.4 9.3 9.3.2 附属書A A.4.4	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 表示 6.4 カラーバンドの寸法“d”及び“s”の値は、いずれも0.8±0.2mmとする。 9.3 遮断容量 9.3.2 合格判定基準 試験後、表示が読み取れなくなってはならない。 附属書A（規定）リード線をもつヒューズリンク A.4.4 はんだ耐熱性 ヒューズリンクをはんだ槽に一定の条件で浸せきする試験（はんだ槽法）後、表示は判読できること。	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定しているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-2 :2016

規格名：ミニチュアヒューズ—第2部：管形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		<p>方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-2 :2016

規格名：ミニチュアヒューズ—第2部：管形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き	示)	業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-2 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第2部：管形ヒューズリンク

白 紙

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-3 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第3部：サブミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 6575-1（以下、第1部）の規定による。） 動作の信頼性及び安全性をもち、定格電圧以下の任意の電圧で、かつ、定格遮断容量以下の任意の電流において、規定の性能を満足するような構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8	箇条8 寸法及び構造（第1部の規定による。） 安全性を確保するため、寸法、構造、材質に関し規定している。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.3 9.3.2	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 9.3 遮断容量 9.3.2 合格判定基準 遮断試験後、接点又は端子との融着があつてはならない。 遮断試験後、肉眼で見える外表面の孔あきがあつてはならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるも	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 表示 6.1 スタンダードシート J1 又は J2 に規定するサブミニチュアヒューズリンクは、溶断種別記号を表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-3 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第3部：サブミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		のとする。		6.3	6.3 スタンダードシート J1 又は J2 に規定するサブミニチュアヒューズリンクは、包装容器に次の事項を表示しなければならない。 一定格遮断容量 一溶断種別が特殊溶断の場合、最小溶断電流及び溶断時間。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.3 9.4 9.6	8.3 端子（第1部の規定による。） ヒューズリンク接触部は、非腐食性の材料、又は適切な防せい処理を施した材料でなければならない。 9.4 耐久試験（第1部の規定による。） 耐久試験を実施した後、規定を満足しない電氣的不良又は機械的の不良も生じないような構造でなければならない。 9.6 パルス試験（第1部の規定による。） パルス試験を実施した後、規格を満足しない電氣的不良又は機械的の不良も生じないような構造でなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） ヒューズリンクを正常に、かつ、この規格の適用範囲内において用いる限り、連続的アークの発生、外部へのアークの放出又は周囲に危険を及ぼすいかなる火災の発生などがあってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-3 :2016

規格名：ミニチュアヒューズ—第3部：サブミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.5	8.5 はんだ接合部（第1部の規定による。） 外から見えるはんだ接合部（例えば、キャップ上の）は、通常の使用状態及び動作中に溶融してはならない。	
第七 条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に触れることは想定されないため、非該当が妥当と考える。
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.3 9.3.3	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 9.3 遮断容量 9.3.3 絶縁抵抗 スタンダードシート J1 又は J2 に規定するヒューズリンクは、遮断試験後及び溶断試験後の絶縁抵抗が 0.2 MΩ 以上	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-3 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第3部：サブミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				9.7	<p>でなければならない。</p> <p>9.7 ヒューズリンクの温度</p> <p>温度試験において、温度上昇は次の値以下でなければならない。</p> <p>端子が試験基板の孔に入るところ：150 K</p> <p>プラスチック製の本体：135K</p> <p>スタンダードシート J1 又は J2 に規定するヒューズリンクの耐久試験の最後の 10 分間の温度上昇は、140 K 以下でなければならない。</p>	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.2	<p>第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>8.2 構造</p> <p>サブミニチュアヒューズリンクは、ニードルフレーム試験による耐火性をもっていなければならない。</p>	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に触れることは想定さ

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-3 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第3部：サブミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十條 続き						れないため、非 該当が妥当と考 える。
第十一 条第1項	機械的危険源に よる危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性に よる転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によ って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を 与えるおそれがないように、適切な設計そ の他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 9.3 9.3.2	箇条8 寸法及び構造（第1部の規定による。） 個別のJIS C 6575 シリーズで要求されるとおり、機械的な 危険がない形状でなければならない。 9.3 遮断容量（第1部の規定による。） 9.3.2 合否判定基準 遮断試験において、ヒューズリンクは破裂することなく動 作しなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源に よる危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部から の機械的作用によって生じる危険源によっ て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を 与えるおそれがないように、必要な強度を持 つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	8.3	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次に よる。 8.3 端子 端子は、通常使用中に発生する可能性のある機械的な力に 耐えなければならない。	
第十二 条	化学的危険源に よる危害又は損 傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物 質が流出し、又は溶出することにより、人体 に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお それがないものとする。	■該当 □非該当	9.3 9.3.2	9.3 遮断容量（第1部の規定による。） 9.3.2 合否判定基準 遮断試験において、ヒューズリンクはアークを持続するこ となく動作しなければならない。	
第十三 条	電気用品から発 せられる電磁波	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのあ る電磁波が、外部に発生しないように措置さ	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、人体 に危害を及ぼす

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-3 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第3部：サブミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条続き	による危害の防止	れているものとする。				おそれのある電磁波を発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） ヒューズリンクを正常に、かつ、この規格の適用範囲内において用いる限り、連続的アークの発生、外部へのアークの放出又は周囲に危険を及ぼすいかなる火炎の発生などがあってはならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において常に動作しており、始動・停止の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-3 :2016

規格名：ミニチュアヒューズ—第3部：サブミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作はないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、雑音は発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.3	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 9.3 遮断容量	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-3 :2016

規格名：ミニチュアヒューズ—第3部：サブミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き		律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		9.3.2	9.3.2 合格判定基準 試験後、表示が読み取れなくなつてはならない。	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定しているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-3 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第3部：サブミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-3 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第3部：サブミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-4 :2009、追補 1 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 4 部：UM ヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 6575-1（以下、第 1 部）の規定による。） 動作の信頼性及び安全性をもち、定格電圧以下の任意の電圧で、かつ、定格遮断容量以下の任意の電流において、規定の性能を満足するような構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.6 8.7	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 8.6 端子のはんだ付け性 ヒューズリンクをはんだ槽に一定の条件で浸せきする試験（はんだ槽法）後、浸せき表面は、ピンホール、ぬれなし又ははんだはじきなどの欠点がほとんどなく、滑らかで輝いたはんだ層で覆われていなければならない。 8.7 端子のはんだ耐熱性 ヒューズリンクをはんだ槽に一定の条件で浸せきする試験（はんだ槽法）後、ヒューズリンクにひび割れがあってはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.2.1	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 9.2.1 常温における時間－電流特性 ヒューズリンク 定格電流の 1.25 倍での溶断時間は 1 時間以上、定格電流の 2 倍では 2 分以下とする。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-4 :2009、追補 1 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 4 部：UM ヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.3	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 表示 6.1 スタンダードシート J1 又は J2 に規定するヒューズリンクは、溶断種別記号を表示しなければならない。 6.3 スタンダードシート J1 又は J2 に規定するヒューズリンクは、包装容器に次の事項を表示しなければならない。 一定格遮断容量 ー溶断種別が特殊溶断の場合、最小溶断電流及び溶断時間	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.3 9.4 9.6	8.3 端子（第 1 部の規定による。） ヒューズリンク接触部は、非腐食性の材料、又は適切な防せい処理を施した材料でなければならない。 9.4 耐久試験（第 1 部の規定による。） 耐久試験を実施した後、規定を満足しない電氣的不良又は機械的的不良も生じないような構造でなければならない。 9.6 パルス試験（第 1 部の規定による。） パルス試験を実施した後、規格を満足しない電氣的不良又は機械的的不良も生じないような構造でなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（第 1 部の規定による。） ヒューズリンクを正常に、かつ、この規格の適用範囲内において用いる限り、連続的アークの発生、外部へのアーク	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-4 :2009、追補 1 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第4部：UM ヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五 条 続 続		計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。			の放出又は周囲に危険を及ぼすいかなる火炎の発生などがあってはならない。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.5	8.5 はんだ接合部（第1部の規定による。） 外から見えるはんだ接合部（例えば、キャップ上の）は、通常の使用状態及び動作中に溶融してはならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に触れることは想定されないため、非該当が妥当と考える。
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.3.3	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 9.3.3 絶縁抵抗 スタンダードシート J1 又は J2 に規定するヒューズリンク	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-4 :2009、追補 1 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 4 部：UM ヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き		れるものとする。		9.7	は、遮断試験後及び溶断試験後の絶縁抵抗が 0.2 MΩ 以上でなければならない。 9.7 ヒューズリンクの温度 スタンダードシート 1 又は 2 に規定するヒューズリンクは、耐久試験の最後の 5 分間の温度上昇が規定値以下でなければならない。 スタンダードシート J1 又は J2 に規定するヒューズリンクは、耐久試験の最後の 10 分間の温度上昇が規定値以下でなければならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.3.2	第 1 部の第九條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 9 電気的要求事項 9.3.2 ヒューズリンクは、次の現象を生じることなく動作しなければならない。 ー さらしかなきんを当てた場合は、その燃焼又は破損	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に触れることは想定さ

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-4 :2009、追補 1 :2016

規格名：ミニチュアヒューズ—第4部：UM ヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十條 続き						れないため、非 該当が妥当と考 える。
第十一 條第1項	機械的危険源に よる危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性に よる転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によ って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を 与えるおそれがないように、適切な設計そ 他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8 9.3 9.3.2	箇条 8 寸法及び構造（第1部の規定による。） 個別の JIS C 6575 シリーズで要求されるとおり、機械的な 危険がない形状でなければならない。 9.3 遮断容量（第1部の規定による。） 9.3.2 合否判定基準 遮断試験において、ヒューズリンクは破裂することなく動 作しなければならない。	
第十一 條第2項	機械的危険源に よる危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部から の機械的作用によって生じる危険源によっ て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を 与えるおそれがないように、必要な強度を持つ 設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	8.3	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次に よる。 8.3 端子 端子は、ヒューズリンクを破壊しない限り取り外せなく らい強固に固定されていないなければならない。	
第十二 條	化学的危険源に よる危害又は損 傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物 質が流出し、又は溶出することにより、人体 に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお それがないものとする。	■該当 □非該当	9.3 9.3.2	9.3 遮断容量（第1部の規定による。） 9.3.2 合否判定基準 遮断試験において、ヒューズリンクはアークを持続するこ となく動作しなければならない。	
第十三 條	電気用品から発 せられる電磁波	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのあ る電磁波が、外部に発生しないように措置さ	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、人体 に危害を及ぼす

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-4 :2009、追補 1 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 4 部：UM ヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条続き	による危害の防止	れているものとする。				おそれのある電磁波を発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（第 1 部の規定による。） ヒューズリンクを正常に、かつ、この規格の適用範囲内において用いる限り、連続的アークの発生、外部へのアークの放出又は周囲に危険を及ぼすいかなる火炎の発生などがあってはならない。	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において常に動作しており、始動・停止の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-4 :2009、追補 1 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 4 部：UM ヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作はないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、雑音は発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.7	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 8.7 端子のはんだ耐熱性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-4 :2009、追補 1 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第4部：UM ヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き		律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		9.3 9.3.2	端子のはんだ耐熱性の試験後、表示は読取り可能で、カラーコード(用いている場合)には変色があってはならない。 9.3 遮断試験 9.3.2 合格判定基準 試験後、表示が読み取れなくなってはならない。	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のもの)に限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定しているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-4 :2009、追補 1 :2016

規格名：ミニチュアヒューズ—第4部：UM ヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用もの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-4 :2009、追補 1 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第 4 部：UM ヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-7 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第7部：特殊用途ミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 6575-1（以下、第 1 部）の規定による。） 動作の信頼性及び安全性をもち、定格電圧以下の任意の電圧で、かつ、定格遮断容量以下の任意の電流において、規定の性能を満足するような構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8	箇条 8 寸法及び構造（第 1 部の規定による。） 安全性を確保するため、寸法、構造、材質に関し規定している。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	9.2.1 9.3 9.3.2	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 9.2.1 常温における時間－電流特性 定格の 2.1 倍又は 2.0 倍の電流における溶断時間の上限値は 1 時間以内、定格の 10 倍の電流では 1 秒以内であること。 9.3 遮断容量 9.3.2 合格判定基準 遮断試験後、接点又は端子との融着があつてはならない。 また、肉眼で見える外表面の孔あきがあつてはならない。 さらに、ヒューズリンク外面の有機絶縁材料の焦げ又は溶融があつてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-7 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第7部：特殊用途ミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.3 6.4	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 表示 6.1 第 1 部箇条 6 に定める表示事項のうち、「溶断時間－電流特性記号」は、適用しない。 表示にタイプ名と定格遮断容量及びその単位（アンペア（A）又はキロアンペア（kA））を追加する。 6.3 アンペア（A）又はキロアンペア（kA）単位の定格遮断容量を包装容器上に表示しなければならない。 6.4 特殊用途ミニチュアヒューズリンクの色による表示には、第 1 部によらずに色を指定することができる。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.3 9.4 9.6	8.3 端子（第 1 部の規定による。） ヒューズリンク接触部は、非腐食性の材料、又は適切な防せい処理を施した材料でなければならない。 9.4 耐久試験（第 1 部の規定による。） 耐久試験を実施した後、規定を満足しない電氣的不良又は機械的の不良も生じないような構造でなければならない。 9.6 パルス試験（第 1 部の規定による。） パルス試験を実施した後、規格を満足しない電氣的不良又は機械的の不良も生じないような構造でなけ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-7 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第7部：特殊用途ミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					なければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		第1部の第五条に該当する規定による。 第1部箇条4 一般要求事項 ヒューズリンクを正常に、かつ、この規格の適用範囲内において用いる限り、連続的アークの発生、外部へのアークの放出又は周囲に危険を及ぼすいかなる火災の発生などがあってはならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.5	8.5 はんだ接合部（第1部の規定による。） 外から見えるはんだ接合部（例えば、キャップ上のは）は、通常の使用状態及び動作中に溶融してはならない。	
第七 条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に触れることは想定されないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-7 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第7部：特殊用途ミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.7.101	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 9.7.101 プリント回路基板に使用されるヒューズリンク回路基板に実装するように設計したヒューズリンクは、耐久試験の最後の5分間のヒューズリンク端子の温度上昇が95 Kを超えてはならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.2	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 8.2 構造 グローワイヤ試験において、グローワイヤ着火温度指数(GWIT)が775℃以上であること。 ヒューズ本体が、熱可塑性材料(プラスチック)又は有機物を含む材料からなる場合は、グローワイヤ燃焼性指数(GWFI)850℃以上であること。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク(部品)に触れることは想定さ

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-7 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第7部：特殊用途ミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十 条 続 き						れないため、非 該当が妥当と考 える。
第十 一 条 第 1 項	機械的危険源に よる危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性に よる転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によ って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を 与えるおそれがないように、適切な設計そ 他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 9.3 9.3.2	箇条8 寸法及び構造（第1部の規定による。） 個別のJIS C 6575 シリーズで要求されるとおり、 機械的な危険がない形状でなければならない。 9.3 遮断容量（第1部の規定による。） 9.3.2 合否判定基準 遮断試験において、ヒューズリンクは破裂すること なく動作しなければならない。	
第十 一 条 第 2 項	機械的危険源に よる危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部から の機械的作用によって生じる危険源によっ て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を 与えるおそれがないように、必要な強度を持 つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	8.3	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次に よる。 8.3 端子 端子は、通常使用中に発生する可能性のある機械的な力に 耐えなければならない。 引張試験及び曲げ試験後も、端子は、強固に固定されてい なければならない。	
第十 二 条	化学的危険源に よる危害又は損 傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物 質が流出し、又は溶出することにより、人体 に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお それがないものとする。	■該当 □非該当	9.3 9.3.2	9.3 遮断容量（第1部の規定による。） 9.3.2 合否判定基準 遮断試験において、ヒューズリンクはアークを持続 することなく動作しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-7 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第7部：特殊用途ミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発生せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） ヒューズリンクを正常に、かつ、この規格の適用範囲内において用いる限り、連続的アークの発生、外部へのアークの放出又は周囲に危険を及ぼすいかなる火炎の発生などがあってはならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において常に動作しており、始動・停止の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-7 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第7部：特殊用途ミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き	害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。				
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作はないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、雑音は発生しないため、非該当が妥

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-7:2016

規格名：ミニチュアヒューズー第7部：特殊用途ミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.3 9.3.2	第1部の箇条6に該当する規定による。 9.3 遮断容量 9.3.2 合格判定基準 試験後、表示が読み取れなくなつてはならない。	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-7:2016

規格名：ミニチュアヒューズー第7部：特殊用途ミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ）製造年</p> <p>（ロ）設計上の標準使用期間</p> <p>（ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ）製造年</p> <p>（ロ）設計上の標準使用期間</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6575-7 :2016

規格名：ミニチュアヒューズー第7部：特殊用途ミニチュアヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25 25.5 25.19	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.5 電源コードの取り付けは、Z形取付けを認める。 25.19 電源コードのコード留めとして滑らかなピンの回りに、単純な一重結びの方法を認める。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。				
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	22.16 23.3 25.14 箇条 31	22.16 自動式巻取り機構は、耐久試験の結果、異常を生じてはならない。(第1部の規定による。) 23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。(第1部の規定による。) 25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。(第1部の規定による。) 箇条 31 耐腐食性 (第1部の規定による。) 腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防食対策を十分に施さなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 7.12 15.1	箇条 6 分類 (第1部の規定による。) クラス 0 機器は、定格電圧が 150V 以下の屋内用の機器についてだけ認める。 7.12 補助を必要とする人 (子供を含む) が単独で機器を用いることを意図していない旨の記載しなければならない。(第1部の規定による。) 15.1 機器の外郭は、機器分類に従った水に対する保護等級を備えていなければならない。(第1部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五 条 続 続				22.44	22.44 機器は、玩具のような形状及び装飾をもつ外郭を備えてはならない。(第 1 部の規定による。)	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 22.21 箇条 24 30.1	箇条 11 温度上昇 (第 1 部の規定による。) モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、表 3 に規定する値を超えてはならない。 22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 24 部品 (第 1 部の規定による。) 部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 箇条 22 25.22	箇条 8 充電部への接近に対する保護 (第 1 部の規定による。) 箇条 22 構造 (第 1 部の規定による。) 充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなければならない。 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				箇条 26	間、充電部に触れないような構造でなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 26 外部導体用端子 (第1部の規定による。) 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13 箇条 16 22.5 箇条 27	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 (第1部の規定による。) 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧 (第1部の規定による。) 22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 27 接地接続の手段 (第1部の規定による。) 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス 0 I 機器及びクラス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 13 箇条 14	箇条 11 温度上昇 (第1部の規定による。) モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、表3に規定する値を超えてはならない。 箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 (第1部の規定による。) 箇条 14 過渡過電圧 (第1部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				箇条 16 箇条 17 箇条 19 箇条 29	機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならない。 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第 1 部の規定による。） 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は表 8 に規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は表 9 に規定する値を超えてはならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 19 30.2	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、表 3 に規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する部分の上限値は、表 3 に規定する値を超えてはならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.1 20.2 22.14 22.15 23.1 25.9	20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。） 20.2 機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲ってなければならない。（第 1 部の規定による。） 22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第 1 部の規定による。） 22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類するものは滑らかでなければならない。（第 1 部の規定による。） 23.1 配線路は、滑らかでなければならない。（第 1 部の規定による。） 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。（第 1 部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.2	20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、十分な機械的強度をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条 21	箇条 21 機械的強度（第1部の規定による。） 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。	
				22.11	22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。（第1部の規定による。）	
				23.3	23.3 通常使用時に外力が加わる電気接続部及び内部導体に過大な応力が加わってはならない。（第1部の規定による。）	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。	
				22.22	22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条 続き				22.23 22.41 箇条 32	22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。(第 1 部の規定による。) 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性 (第 1 部の規定による。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性 (第 1 部の規定による。)	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	19.7 19.9 22.40 22.49	19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度が表 8 に規定する値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第 1 部の規定による。) 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き				30.2.3	機器が始動できないようにしなければならない。(第1部の規定による。) 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 20.2 22.10	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。(第1部の規定による。) 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	時計は不意な動作の停止による危険はないと思われるため、非

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き						該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 25.8	箇条 10 入力及び電流（第 1 部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、表 11 に規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 電子的スイッチを持つ機器には、イミュニティ試験を実施する。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.14 22.51	7.14 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるものでなければならない。（第1部の規定による。） 22.51 機器上には、機器が遠隔操作作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。）	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-26 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-26 部：クロックの個別要求事項

白 紙

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.103 22.104 22.106 22.107 箇条 25	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.103 丁番付きの蓋は、偶発的に落下しないように保護しなければならない。 22.104 着脱可能なこんろ部及びそれらの支持物は、こんろ部が垂直軸で回転することを防止し、こんろ部を支持物の全ての調節位置において適切に支持する構造でなければならない。丁番付きのこんろ部は、偶発的に落下しないように保護しなければならない。 22.106 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、これらの熱源の入力を、表示又は記載する入力 of 120% に制限する構造をもたなければならない。 22.107 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接触するような底面の開口部があってはならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				25.1 25.3	25.1 機器は、機器用インレットを備えてはならない。 25.3 固定形機器及びローラ若しくはキャスト又はこれらと類似の手段を備えていない40kgを超える質量をもつ機器は、設置した後に、電源コードが接続できる構造でなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 19.101 箇条 22 22.101	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 19 異常運転 19.101 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、不適切な操作、又は制御装置若しくは回路部品の故障の発生が生じた場合でも、火災、傷害又は感電の危険を、可能な限り未然に防止できる構造でなければならない。 箇条 22 構造 22.101 発熱体の保護装置及び不意な動作が危険なモータの保護装置は、三相の場合は全極を、単相の場合は少なくとも1極以上を遮断する、非自己復帰形のトリップフリーのものでなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意	■該当 □非該当	箇条 7 7.12.1	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12.1 設置するときに特別な注意が必要な場合には、その	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.12.4	詳細を記載した据付説明書を機器に添付しなければならない。 7.12.4 複数の機器用の独立した制御パネルをもつ埋込形機器の取扱説明書には、可能性がある危険を避けるために制御パネルには指定する機器だけを接続する旨を記載しなければならない。	
				7.101	7.101 温度上昇が大きい場合、不燃材の使用を据付説明書及び非恒久的なラベルに記載しなければならない。	
				7.102	7.102 結晶化ガラス又は類似の材質のこんろ面の調理領域は、明白な場合を除き、適切な表示によって明瞭に識別できなければならない。	
				7.103	7.103 等電位接続端子には、IEC 60417 の記号 5021（等電位）を表示しなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.102	22.102 危険、警告又は類似の状況を示すための、照明、スイッチ又は押しボタンの色は、赤でなければならない。	
				22.105	22.105 電磁誘導式加熱源は、制御装置が ON 位置であることを示す、適切な視覚又は聴覚による警告をもたなければならない。	
				22.109	22.109 鍋検出装置をもつ機器では、こんろ部の制御装置が OFF 位置にないことを表示ランプによって表示しな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					なければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 18 18.101 18.102 箇条 23 23.3	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 18 耐久性 18.101 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、通常使用時にこの規格への適合性を損なう不具合が起きない構造でなければならない。 18.102 結晶化ガラス又は類似の材質の表面をもつ機器は、通常使用時に発生する可能性がある熱的ストレスに耐えなければならない。 箇条 23 内部配線 23.3 自動温度調節器のキャピラリチューブが、通常使用時に屈曲を受ける可能性がある場合には、屈曲試験に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.2 箇条 7	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関して、クラス 0I 又はクラス I のいずれかでなければならない。 6.2 卓上で用いる機器の水に対する保護等級は、IPX3 以上でなければならない。他の機器は、IPX4 以上でなければならない。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五 条 続 続				7.12	7.12 電磁誘導式加熱源をもつ機器の取扱説明書には、心臓ペースメーカを装着している使用者は、製造業者に相談した方がよいことを記載しなければならない。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25 25.7 箇条 29 29.2	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 電源コードは、オーディナリークロロプレン又はその他の合成エラストマーシース付きコードと同等以上の特性をもつ耐油性の可とう被覆ケーブルでなければならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び個体絶縁 29.2 汚染にさらされる可能性がある場合には、絶縁物の比較トラッキング指数 (CTI) は 250 以上でなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1 8.101	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 8 充電部への接近に対する保護 8.1 こんろ部が着脱可能な機器は、こんろ部を着脱するときに、充電部への偶発的な接触に対して適切な保護がある構造でなければならない。 8.101 通常使用時に、フォークなどの先端のつがった物体が偶発的に接触するおそれがある電熱素子は、電熱素子の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号続 き				箇条 22 22.107	充電部に、それらの物体が接触できないように保護しなければならぬ。 箇条 22 構造 22.107 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接触するような底面の開口部があつてはならぬ。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 27 27.2	第1部の第七條第2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 27 接地接続の手段 27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電氣的接触をしていなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 15 15.2 15.101	第1部の第八條に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 耐湿性等 15.2 機器は、通常使用時にこぼれた液体によって電気絶縁に悪影響を及ぼさない構造でなければならない。 15.101 水の充填又は清掃のために水栓を備えている機器は、水栓からの水が充電部に接触しない構造でなければならない。機器は、試験にて水栓を全開した後、耐電圧試験に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 30 30.101	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.101 油脂吸収用の非金属製のフィルタは、難燃材料でなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する部分の上限値は、表 3 に規定する値を超えてはならない。	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.101 箇条 21 21.101	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 床に固定しない機器は、ドアを開き、負荷をかけたとき、十分な安定性をもっていなければならない。 箇条 21 機械的強度 21.101 オーブンの棚は、オーブンの内側にある場合、及びその奥行寸法の 50 % を外側に引き出したとき、棚受けから落下しない構造でなければならない。棚は、50 % を外側に引き出したとき、傾いてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.102	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.102 結晶化ガラス又は類似の材質のこんろ面は、通常使用時に発生する機械的ストレスに耐えなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 22.22 22.23 22.41 箇条 32	箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	19.7	19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度が表 8 に規定する値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。)	
				19.9	19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。)	
				22.40	22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.108	第 1 部の第十五条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.108 電磁誘導式加熱源をもつこんろ部は、調理領域の上に小さな金属物体を置いた場合でも、こんろ部が動作し	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ない構造でなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.101	第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 発熱体の保護装置及び不意な動作が危険なモータの保護装置は、非自己復帰形のものでなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.101	第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 9 モータ駆動機器の始動 9.101 冷却ファンのモータは、使用時に発生する可能性がある全ての電圧状態の下で始動できなければならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 25.8	箇条 10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、表 11 に規定する値以上の公称断面積をもつものでなければな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					らない。(第 1 部の規定による。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。) 電子のスイッチを持つ機器には、イミュニティ試験を実施する。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55011、J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等 (一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.15 7.103	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.15 固定形機器の場合、機器を設置した後、表示が見えるように配置することが実際のでないときは、関連情報を取扱説明書に記載するか、又は機器の設置後に、機器の近傍に貼ることができる追加表示を提供しなければならない。 7.103 等電位接続端子の表示は、着脱可能なねじ、座金、その他の部品の上に配置してはならない。	
第二十条第 1 項	表示等 (長期使用製品安全表示制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇 (産業用のもの又は電気乾燥機 (電熱装置を有する浴室用のものに	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		<p>限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				合規格は不要。
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷蔵庫（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

白 紙

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.103 22.104 22.105 22.106	第1部の第二条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.103 機器は、通常使用時に、300℃を超える温度の部分に高温の油脂のこぼれ又は跳ね返りを十分に防止する構造でなければならない。 22.104 槽の最高の指示レベルまで油脂で満たしたとき、全質量が10kgを超えるか、又は油量が5Lを超える機器は、機器を傾けずに、油脂を空にする装置を設けなければならない。 22.105 油脂を入れる槽を機械的に傾斜させて空にする機器は、高温の油脂のこぼれ又は跳ね返りを招かない構造でなければならない。 22.106 槽を電気モータで傾斜させる場合には、そのための制御ボタン又はスイッチに圧力を加えているときに限り、このモータが機能することが可能でなければならな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項続 き					い。	
				22.107	22.107 巻上げ装置をもつ機器は、駆動機構がその最上昇位置又は最降下位置で自動的に外れるか、又は停止する構造でなければならない。	
				22.108	22.108 機器は、電熱素子を機器から取り外すとき、電熱素子を電源から遮断する構造でなければならない。	
				22.109	22.109 機器は、油脂の最高の指示レベルを上回る十分なサージ余裕度をもたなければならない。	
				22.110	22.110 排油コック及び類似の高温液体用の排出装置は、それらが不用意に開くおそれがない構造でなければならない。さらに、排出プラグを不用意に引き抜くことができてはならない。	
				22.111	22.111 調理籠、巻上げ装置及び回転装置、並びに振り子動作式、傾斜式又は巻上げ式の電熱素子は、それを持ち上げた姿勢でも安全で、安全に取り扱える構造でなければならない。	
			22.112	22.112 機器から液体を排出するための装置は、電気絶縁に悪影響を及ぼさない方法で液体を放出できなければならない。		
			22.113	22.113 丁番付きの蓋は、偶発的に落下しないように保護しなければならない。		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項続 き				22.114	22.114 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接触するような底面の開口部があってはならない。	
				22.115	22.115 機器の加圧部分の運転圧力は、定格圧力以下でなければならない。	
				22.116	22.116 過圧防止安全装置は、その作動によって人体の傷害又は周囲への損害の原因とならない位置に配置するか、又は人体の傷害又は周囲への損害の原因とならない構造でなければならない。	
				22.117	22.117 加圧機器の蓋又はカバーは、圧力がほぼ大気圧に下がるまで、開けることができてはならない。	
				22.119	22.119 機器の加圧部分は、定格圧力に耐えなければならない。	
				22.121	22.121 清掃目的で前後に移動させる固定形機器は、例えば、水、蒸気、ガス、等電位などの供給源に個々に可とうコード又はホースで接続しなければならない。かつ、これらの接続は、移動中に破損しない構造でなければならない。	
				箇条 24	箇条 24 部品	
				24.101	24.101 機器に取り付けるコネクタには、自動温度調節器を組み込んではならない。	
				箇条 25	箇条 25 電源接続及び外部可とうコード	
	25.3	25.3 固定形機器及びローラ若しくはキャスト又はこれら				

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項続き					と類似の手段を備えていない40kgを超える質量をもつ機器は、設置した後に、電源コードが接続できる構造でなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.7 22.101 22.106 22.118 22.120	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.7 大気圧を超える圧力（過圧）で運転する機器は、過大な圧力を防止する適切な過圧防止安全装置を組み込んでいなければならない。 22.101 発熱体用保護装置及び不意な動作が危険なモータ保護装置は、三相の場合は全極を、単相の場合は少なくとも1極以上を遮断する、非自己復帰形のトリップフリーのものでなければならない。 22.106 傾斜可能な槽をもつ機器は、いかなる位置においても、その位置からの偶発的な傾斜を防止する機構をもたなければならない。 22.118 加圧機器は、真空運転を意図する機器を除き、部分的な真空状態を回避する真空逃し弁を備えなければならない。 22.120 車輪又は類似の手段を取り付けた機器は、機器が静止している間、それをロックするための有効な手段を備	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					えなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.10 7.12.1 7.12.4 7.101 7.102 7.103 箇条 22	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.10 傾斜可能な部分をもつ機器の傾斜操作を制御する装置は、その動作方向を明確に表示しなければならない。 7.12.1 設置するときに特別な注意が必要な場合には、その詳細を記載した据付説明書を機器に添付しなければならない。 7.12.4 複数の機器用の独立した制御パネルをもつ埋込形機器の取扱説明書には、危険を避けるために制御パネルには指定する機器だけを接続する旨を記載しなければならない。 7.101 等電位接続端子には、IEC 60417 の記号 5021 を表示しなければならない。 7.102 清掃のために部分的に水に浸せきさせる機器又は着脱できる電気部分には、最大の浸せき深さを明瞭に示す線を、警告とともに表示しなければならない。 7.103 機器は、油脂の最低及び最高の指示レベルを表示しなければならない。 箇条 22 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項続き				22.102	22.102 危険、警告又は類似の状況を示すための、照明、スイッチ又は押しボタンの色は、赤でなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 23 23.3	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 23 内部配線 23.3 自動温度調節器のキャピラリチューブが、通常使用時に屈曲を受ける可能性がある場合には、屈曲試験に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.2 箇条 7 7.12	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス 0I 又はクラス I でなければならない。 6.2 卓上で用いる機器の水に対する保護等級は、IPX3 以上でなければならない。他の機器は、IPX4 以上でなければならない。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 取扱説明書には、機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい旨を記載しなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き	の使用	を有する部品及び材料が使用されるものとする。		25.7 箇条 29 29.2	25.7 電源コードは、オーディナリークロロブレン又はその他の合成エラストマーシース付きコードと同等以上の特性をもつ耐油性の可とう被覆ケーブルでなければならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.2 汚染にさらされる可能性がある場合には、絶縁物の比較トラッキング指数 (CTI) は 250 以上でなければならない。	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 22 22.114	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.114 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接触するような底面の開口部があってはならない。	
第七条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 27 27.2	第 1 部の第七条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 27 接地接続 27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電氣的接触をしていなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15 15.2 15.101 15.102 箇条 22 22.112	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 耐湿性等 15.2 機器は、通常使用時にこぼれた液体によって電気絶縁に悪影響を及ぼさない構造でなければならない。 15.101 水の充填又は清掃のために水栓を備えている機器は、水栓からの水が充電部に接触しない構造でなければならない。機器は、試験にて水栓を全開した後、耐電圧試験に耐えなければならない。 15.102 清掃のために水に部分的又は完全に浸せきさせる機器又は着脱できる電気部分は、浸せきの悪影響がないように、十分に保護しなければならない。機器は、試験にて水中に完全に浸せきした後、耐電圧試験に耐えなければならない。 箇条 22 構造 22.112 機器から液体を排出するための装置は、電気絶縁に悪影響を及ぼさない方法で液体を放出できなければならない	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 19 異常運転 油脂量を最低レベルよりも少なくして運転しても、容器の表面から 5mm 異常離れた箇所 で 230℃以下でなければな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九 条 続き		置が講じられるものとする。		箇条 30 30.101	らない。又、1 時間廃油した後に運転しても、電熱素子上以外の油脂は着火してはならず、炎が機器の他の部分に拡散してはならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.101 油脂吸収用の非金属製のフィルタは、難燃材料でなければならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する部分の上限値は、表 3 に規定する値を超えてはならない。	
第十 一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.7 22.119	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.7 大気圧を超える圧力（過圧）で運転する機器は、過大な圧力を防止する適切な過圧防止安全装置を組み込んでいなければならない。 22.119 機器の加圧部分は、漏れの兆候、恒久的な変形又は破損がなく、規定の圧力に耐えなければならない。	
第十 一 条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によつ	■該当 □非該当	20.2	20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、十分な機械的強度をもっていなければならない。（第 1 部の規	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き		て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。		箇条 21	定による。) 箇条 21 機械的強度 (第 1 部の規定による。) 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。	
				22.11	22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				23.3	23.3 通常使用時に外力が加わる電気接続部及び内部導体に過大な応力が加わってはならない。(第 1 部の規定による。)	
				25.22	25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外した場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。) 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。	
				22.22	22.22 機器は、アスベストを含んではならない。(第 1 部の規定による。)	
				22.23	22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。(第 1 部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き				22.41 箇条 32	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第 1 部の規定による。)	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第 1 部の規定による。)	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	19.7 19.9 22.40 22.49	19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度が表 8 に規定する値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 22.40 遠隔操作作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第 1 部の規定による。) 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第 1 部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.106	第 1 部の第十五条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.106 槽を電気モータで傾斜させる場合には、ボタン又はスイッチは、それらが偶発的に操作されるおそれがないように配置及び保護しなければならない。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.101	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 発熱体用保護装置及び不意な動作が危険なモータ保護装置は、非自己復帰形のものでなければならない。	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.101	第 1 部の第十五条第 3 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 9 モータ駆動機器の始動 9.101 冷却ファンのモータは、使用時に発生する可能性がある全ての電圧状態の下で始動できなければならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10	箇条 10 入力及び電流（第 1 部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き		常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条 19 25.8	動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があつてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、表 11 に規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 電子のスイッチを持つ機器には、イミュニティ試験を実施する。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.15	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.15 固定形機器の場合、機器を設置した後、表示が見えるように配置することが実際的でないときは、関連情報を取扱説明書に記載するか、又は機器の設置後に、機器の近傍に貼ることができる追加表示を提供しなければならない	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 条続き				7.102	い。 7.102 等電位接続端子の表示は、着脱可能なねじ、座金、その他の部品の上に配置してはならない。	
第二十条 条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定しているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ）製造年</p> <p>（ロ）設計上の標準使用期間</p> <p>（ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ）製造年</p> <p>（ロ）設計上の標準使用期間</p> <p>（ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-37 :2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-37 部：業務用フライヤの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7551-1:2015

規格名：白熱電球類の安全仕様—第1部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.1	4.1 一般要求事項 電球は、通常の方法で使用し、かつ、最終使用者及び周囲に危険がないように設計し、かつ、製造しなければならない。また、電球の接続機器へも危害を及ぼしてはならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.10	4.10 互換性 電球の互換性を確保するため、口金は規定の寸法でなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.9	4.9 寿命終了時の安全性 寿命が終了した電球は、ガラス球のひび割れ、破損など口金外れが発生してはならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.2	4.2 表示（全細分箇条を含む） 電球及び包装容器は、規定の情報を表示しなければならない。 製造業者名、定格電圧、定格消費電力 電球を安全に使用するための表示	
第四条	供用期間中における安全機能の	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.5	4.5 口金接着強さ 電球の口金は、通常の点灯中にガラス球から外れないよう	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7551-1:2015

規格名：白熱電球類の安全仕様—第 1 部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き	維持	るものとする。		4.5.2 4.9	に、接着しなければならない。 4.5.2 加熱処理を行った電球の口金接着強さ 加熱処理を行った電球の口金に規定のねじり力を加えたとき、口金はガラス球から動いてはならない。 4.9 寿命終了時の安全性 寿命が終了した電球は、ガラス球のひび割れ、破損など口金外れが発生してはならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	4.2.4 附属書 JA.1	4.2.4 電球を安全に使用するための表示 電球を安全に使用するため、電球の最小包装容器には、附属書 JA に規定する注意喚起図記号及び指示文章の要旨を表示しなければならない。 附属書 JA.1 表示する注意事項 No.6 注意：雨や水滴のかかる状態や、湿度の高いところで使用しないでください。絶縁不良や破損の原因となることがあります。 No.7 注意：口金部は防水構造になっていませんので、雨や水滴のかかる状態では、使用しないでください。絶縁不良や破損の原因となることがあります。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等	■該当 □非該当	4.5	4.5 口金接着強さ 電球の口金は、通常の点灯中にガラス球から外れないよう	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7551-1:2015

規格名：白熱電球類の安全仕様—第 1 部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き	の使用	を有する部品及び材料が使用されるものとする。		4.5.2	に、接着しなければならない。 4.5.2 加熱処理を行った電球の口金接着強さ 加熱処理を行った電球の口金に規定のねじり力を加えたとき、口金はガラス球から動いてはならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	4.3 4.7	4.3 感電に対する保護（全細分箇条を含む） 電球はソケットにかん合せたとき、充電部が可触になってはならない。 4.7 充電部の露出及びサイドはんだの高さ（全細分箇条を含む） 充電部の露出を制限しなければならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	□該当 ■非該当	—	—	白熱電球の露出部分は導通性材料を使用しておらず、漏洩電流の危険性はないため、非該当が妥当と考える。
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た	■該当 □非該当	4.6	4.6 差込み形口金（B 形）及びその他の絶縁スカート付き口金が付いた電球の絶縁抵抗 差込み形口金（B 形）のシェル部と頂部充電部との間及	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7551-1:2015

規格名：白熱電球類の安全仕様—第1部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き		れるものとする。		4.8 4.9	び口金シェル部と絶縁されたスカート部との間の絶縁抵抗は、2MΩ以上でなければならない。 4.8 B15d、B22d 口金の沿面距離 口金の金属シェル部と充電部間との沿面距離は規定値以上でなければならない。 4.9 寿命終了時の安全性 口金の金属シェル部と充電部との間に内部短絡があってはならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	4.4	4.4 口金温度上昇 口金温度上昇は既定値以下でなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	4.2.4 附属書 JA.1	4.2.4 電球を安全に使用するための表示 電球を安全に使用するため、電球の最小包装容器には、附属書 JA に規定する注意喚起図記号及び指示文章の要旨を表示しなければならない。 附属書 JA.1 表示する注意事項 No.8 注意：点灯中や消灯後しばらくは、電球が熱いので（絶対に）手や肌などに触れないでください。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7551-1:2015

規格名：白熱電球類の安全仕様—第1部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					やけどの原因となることがあります。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	4.9	4.9 寿命終了時の安全性 寿命が終了した電球は、ガラス球のひび割れ、破損など口金外れが発生してはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	4.5	4.5 口金接着強さ（全細分箇条を含む） 電球の口金に、規定のねじり力を加えたとき、口金はガラス球から動いてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	電球はガラス、金属、セラミックが構成材料であり、化学物質の流出や溶出する部材は使用されていないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7551-1:2015

規格名：白熱電球類の安全仕様—第1部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	白熱電球は、JIS C 7550 のリスクグループの分類上、免除グループ又はリスクグループ 1 に該当し、いずれも通常の行動への制約が必要になるような傷害を引き起こさないレベルであるため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.1	4.1 一般要求事項 電球は、通常の方法で使用し、かつ、最終使用者及び周囲に危険がないように設計し、かつ、製造しなければならない。また、電球の接続機器へも危害を及ぼしてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7551-1:2015

規格名：白熱電球類の安全仕様—第1部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	不意な始動、再始動、停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7551-1:2015

規格名：白熱電球類の安全仕様—第1部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き		異常な電流に耐えることができるものとする。				
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作はないため、非該当が妥当と考える。
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、雑音は発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.2	4.2.表示（全細分箇条を含む） 表示は、読みやすく耐久性がなければならない。	
第二十 条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定され

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7551-1:2015

規格名：白熱電球類の安全仕様—第1部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		<p>気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				<p>ているため、整合規格は不要。</p>
第二十条第2項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷蔵庫(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7551-1:2015

規格名：白熱電球類の安全仕様—第1部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7551-1:2015

規格名：白熱電球類の安全仕様—第1部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 7551-1:2015

規格名：白熱電球類の安全仕様—第1部：一般照明用白熱電球

白 紙

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691 :2009、追補 1 :2013、追補 2 :2016

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 十分な電氣的及び機械的強度を持ち、取付け及び使用中に発生するすべての取付け条件に耐えられるよう構成されていなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9	箇条 9 機械的要求事項 温度ヒューズを含む組立て品を取り付けるために使用するボルト、ねじ又はその他の部材は、温度ヒューズをその組立て品に固定するために使用するものと兼用してはならない。 温度ヒューズを所定の位置にしっかりと取り付けるための手段を講じなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 10.6 10.6.1 箇条 11	箇条 4 一般要求事項 動作した場合、周囲に悪影響を与えてはならない。 動作後、機器の安全性が損なわれることがあってはならない。 10.6 遮断電流 10.6.1 一般 温度ヒューズは規定の電圧、電流で、試験電流を遮断しなければならない。 箇条 11 温度試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691 :2009、追補 1 :2013、追補 2 :2016

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項続 き					温度ヒューズの温度特性は、製造業者が公表した数値及び許容差並びにこの箇条の要求事項に適合しなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 箇条 8 箇条 9 附属書 JA	箇条 7 表示 各温度ヒューズには、規定の表示をしなければならない。 箇条 8 添付説明書 箇条 7 で規定された表示内容に加えて、カタログ、技術説明書などに規定の事項を記載しなければならない。 箇条 9 機械的要求事項 機器への温度ヒューズの取付方法を使用者に指示する取扱説明書を添付しなければならない。 「附属書 A 使用者のガイドライン」に従う取付け及び安全確保に関する指示を、温度ヒューズを使用する最終製品の製造業者に提供しなければならない。 附属書 JA (規定) 製造業者が動作温度の中心値 Tf として指定する場合 製造業者が動作温度の中心値を Tf として指定する場合、本体には Tf の数値と±記号を、包装容器には動作温度の上限及び下限を記載しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691:2009、追補1:2013、追補2:2016

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 12	箇条 11 温度試験 動作温度は、熱的エージングによる影響を受けてはならない。11.4に規定するエージング試験によって判定する。 箇条 12 耐さび性 鉄及び鋼製部品は、腐食から保護しなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 温度ヒューズをこの規格の要求事項の範囲内で使用する場合、取付け及び使用中に発生するすべての取付け条件に耐えられるよう構成されなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 箇条 10 10.5	箇条 9 機械的要求事項 導電部分は、特定の用途に適した材料で製作したものでなければならない。 箇条 10 電気的要求事項 導電部分から絶縁された温度ヒューズの外郭金属部と温度ヒューズの熱素子との間の絶縁は、指定された周囲温度及び湿度の条件において適切なものでなければならない。 10.5 耐トラッキング性 通常使用中に湿気又はほこりにさらされる場合、その絶縁材料は、耐トラッキング性を持っていないなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2009、追補 1：2013、追補 2：2016

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれた温度ヒューズ（部品）に触れることは想定されないため、非該当が妥当と考える。
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 11	箇条 10 電気的要求事項（全細分箇条を含む。） 絶縁抵抗、沿面距離及び空間距離に関し、温度ヒューズは、この箇条の関連する要求事項に適合していなければならない。 導電部分から絶縁された温度ヒューズの外郭金属部と温度ヒューズの熱素子との間の絶縁は、指定された周囲温度及び湿度の条件において適切なものでなければならない。 箇条 11 温度試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691 :2009、追補 1 :2013、追補 2 :2016

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				11.3	11.3 最高温度限度 最高温度限度にさらした温度ヒューズで耐電圧試験及び絶縁抵抗試験の結果、絶縁破壊してはならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 10.6 10.6.1	箇条 4 一般要求事項 温度ヒューズが動作した場合、アーク及び炎が持続してはならない。 10.6 遮断電流 10.6.1 一般 露出した熱素子は、近くの金属部品とアーク放電を起こしてはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれた温度ヒューズ（部品）に触れることは想定されないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2009、追補 1：2013、追補 2：2016

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	10.6 10.6.1	10.6 遮断電流 10.6.1 一般 温度ヒューズが遮断した時、リード及び熱素子のケースが損傷を受けてはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.1	箇条9 機械的要求事項 温度ヒューズは、関連する最終機器の取扱い中、使用中及び故障時に生じる可能性のあるストレスに耐えられるように、十分な機械的強度をもっていなければならない。 9.1 リード固定試験 温度ヒューズのワイヤリードに印加した力が一つ又は複数の部品の破壊を引き起こし、動作メカニズムにストレスがかかる場合、9.2 引張試験、9.3 押込み試験、9.4 折曲げ・ねじり試験の結果、問題が生じてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 10.6 10.6.1	箇条4 一般要求事項 温度ヒューズが動作した場合、アークが持続してはならない。 10.6 遮断電流 10.6.1 一般 露出した熱素子は、近くの金属部品とアーク放電を起こし	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2009、追補 1：2013、追補 2：2016

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き					てはならず、また、周囲に有害な物質を放出してはならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 温度ヒューズをこの規格の要求事項の範囲内で使用する 場合、取付け及び使用中に発生するすべての取付け条件に耐えられるよう構成されなければならない。	
第十五 条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において常に動作しており、始動・停止の機能はないため、非該当が妥当

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691 :2009、追補 1 :2013、追補 2 :2016

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作はないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2009、追補 1：2013、追補 2：2016

規格名：温度ヒューズ—要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、雑音は発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	箇条 7 表示 表示は、消えにくく、判断しやすいものでなければならない。	
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定しているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2009、追補 1：2013、追補 2：2016

規格名：温度ヒューズ—要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えな	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2009、追補 1：2013、追補 2：2016

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		い方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691 :2009、追補 1 :2013、追補 2 :2016

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

白 紙

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 通常の使用時にその性能が信頼でき、使用者又は周囲にこの規格の意図する範囲内で危険を与えないような設計及び構造にしなければならない。	
第二條 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.2 箇条 9 箇条 12 箇条 13 箇条 14	箇条 6 定格 6.2 延長コードセットでは、可搬形コンセントの定格電流はプラグの定格電流以下であり、定格電圧はプラグの定格電圧以上でなくてはならない。 箇条 9 寸法検査（全細分箇条を含む） プラグ及びコンセントの適切なかん合性の要求を規定している。 箇条 12 端子及び終端（12.2.3 から 12.2.5、12.2.10、12.3.5、12.3.10 及び 12.3.11 を除き、全細分箇条を含む。） プラグ及びコンセントの端子及び終端に対し、形状等を規定している。 箇条 13 固定形コンセントの構造（13.2、13.3、13.7、13.13、13.14、13.17 及び 13.19 を除き、全細分箇条を含む。） 固定形コンセントの構造及び材質を規定している。 箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造（14.2、14.6、14.9、14.10 及び 14.18 を除き、全細分箇条を含む。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項続 き				箇条 15 箇条 20 箇条 23 23.3 箇条 26	<p>プラグ及び可搬形コンセントに対して、構造の要求を規定している。</p> <p>箇条 15 インターロックされたコンセント スイッチでインターロックされているコンセントは、その刃受けが充電中の間は、プラグの挿入及び引抜きができてはならない。また、コンセントの刃受けは、プラグがほぼ完全にかん合するまでは充電されない構造でなければならない。</p> <p>箇条 20 開閉容量 アクセサリは、十分な開閉容量をもっていなければならない。</p> <p>箇条 23 可とうケーブル及びその接続 23.3 電線非交換形プラグ及び電線非交換形可搬形コンセントは、JIS C 3662 規格群、JIS C 3663 規格群又は電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）別表第一（以下、省令別表第一という。）に適合する可とう電線を付けなければならない。</p> <p>箇条 26 ねじ、通電部及び接続部（26.1、26.5 及び 26.6 を除き、全細分箇条を含む。） ねじ、通電部及び接続部に対し、電気的及び機械的接続の</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第2項 続き				箇条 27 27.2	確保を規定している。 箇条 27 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離 27.2 絶縁シーリングコンパウンドは、それが収まっている穴の表面からはみ出してはならない。	
第三條 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.1 箇条 14 14.9	箇条 11 接地接続の手段 11.1 接地極付きアクセサリは、プラグの挿入時、プラグの通電部分が充電する前に接地接続を行う構造でなければならない。 箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造 14.9 接地極付き電線交換形可搬形アクセサリは、コード止めが効かなくなった場合、通電用導体の接続部が接地用導体の接続部よりも後に張力を受け、または、過度の張力がかかった場合、最後に接地用導体が切れる構造であること。	
第三條 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する	■該当 □非該当	箇条 8	箇条 8 表示（8.4 及び 8.8 を除き、全細分箇条） 表示すべき内容を規定している。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。				
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.2 箇条 12 12.2.4 12.2.10 12.3.11 箇条 13 13.2 箇条 14 14.6 箇条 16	箇条 11 接地接続の手段 11.2 刃受けは、銀めっきを施すか、又は腐食及びはく離に対する抵抗が低下しない保護をもたなくてはならない。 箇条 12 端子及び終端 12.2.4 ねじ形端子は、耐腐食性でなければならない。 12.2.10 ねじ締め接地端子及び外部接地端子は、これらの部品相互間及び接地銅導体又はその他の金属との接触による腐食の危険があってはならない。 12.3.11 ねじなし端子は、通常の使用時に生じる電氣的及び熱的応力に耐えなければならない。 箇条 13 固定形コンセントの構造 13.2 コンセントの刃受け及びピンは、腐食及び摩耗に耐えるものでなければならない。 箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造 14.6 ピン及び刃受けは、耐腐食性及び耐摩耗性がなければならない。 箇条 16 耐劣化性、外郭による保護及び耐湿性。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				16.1	16.1 耐劣化性 アクセサリは、耐劣化性をもつものでなければならない。	
				16.2.1	16.2.1 危険な部分への接近、固体の異物の有害な侵入に対する保護 アクセサリ及び外郭は、危険な部分への接近、固体の異物の有害な侵入に対する保護を提供しなければならない。	
				箇条 18	箇条 18 接地極の動作 耐久試験後、接地極は、十分な接触圧をもち、劣化しないものでなければならない。	
				箇条 20	箇条 20 開閉容量 耐久試験後、試験品はその後の使用を妨げる損傷があってはならない。また、ピンの挿入口は、この規格が要求する安全性を損なう損傷があってはならない。	
				箇条 21	箇条 21 通常操作 アクセサリは、過度の摩耗又は有害な影響がなく、通常使用で生じる機械的、電気的及び熱的ストレスに耐えるものでなければならない。	
				箇条 26	箇条 26 ねじ、通電部及び接続部	
				26.1	26.1 電気的又は機械的接続は、通常の使用で起きる機械的ストレスに耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				26.6 箇条 29	26.6 通常使用で滑り動作をする接点は、耐腐食性の金属製でなければならない。 箇条 29 耐腐食性 カバー及び露出形ボックスを含む鉄製の部分は、腐食に対して十分保護しなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 16 16.2 16.3	箇条 16 耐劣化性、外郭による保護及び耐湿性 16.2 外郭による保護 外郭は、アクセサリの IP コードに従って、危険な部分への接近、固体の異物の有害な侵入及び水の有害な浸入に対する保護を備えなければならない。 16.3 耐湿性 アクセサリは、通常使用において生じる湿気に耐えなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 13 13.16 箇条 25	箇条 13 固定形コンセントの構造 13.16 IP コードをもつ露出形コンセントのふたのスプリングに対して、青銅又はステンレス鋼のような耐腐食性の材料の要求が規定されている。 箇条 25 耐熱性（25.3 を除き、全細分箇条を含む。） アクセサリ及び露出形取付ボックスに使用している材料は、耐熱性がなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				箇条 26 26.5 26.6 箇条 28 箇条 30	箇条 26 ねじ、通電部及び接続部 26.5 通電部は、それらの端子を含め（接地端子又は外部接地端子も同様に）、アクセサリに生じる条件下で、意図した使用に適切な機械的強度、導電性及び耐腐食性をもつ金属製でなければならない。 26.6 通常使用で滑り動作をする接点は、耐腐食性の金属製でなければならない。 箇条 28 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性（全細分箇条を含む。） 部品及び材料に対して、耐熱性、絶縁性等の要求が規定されている。 箇条 30 絶縁スリーブ付きピンの追加試験 ピンの絶縁スリーブの材料は、悪い接続状態に近接する条件下で生じる高温、及び保守の特別条件である低温で起こり得るストレスに耐えるものでなければならない。	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 13	箇条 10 感電に対する保護（10.3 及び 10.6 を除き、全細分箇条を含む） コンセント及びプラグに感電に対する保護要求が規定されている。 箇条 13 固定形コンセントの構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き		保護すること。		13.7	13.7 感電から保護することを目的としたカバー、カバープレート又はそれらの部分は、2 か所以上で所定の位置に固定しなければならない。	
				箇条 14	箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造	
				14.10	14.10 電線交換形可搬形アクセサリの端子及び電線非交換形可搬形アクセサリの終端は、アクセサリ内部の導体の緩みによる感電の危険がないように配置するか又は遮へいを設けなければならない。(14.10.1~14.10.3 を含む)	
				14.18	14.18 可搬形コンセントが、壁又はその他の取付面からつるす手段をもつ場合、つるす手段が充電部に接触しない設計でなければならない。壁又はその他の取付面からつるす手段のための空間と充電部との間に開口部があってはならない。	
				箇条 21	箇条 21 通常操作 ゲージは、力を加えている間、充電部に接触してはならない。	
				箇条 25	箇条 25 耐熱性	
				25.1	25.1 シーリングコンパウンドを用いている場合、充電部が露出するほど流れ出てはならない。	
			箇条 27	箇条 27 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンド		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				27.3	を通しての絶縁距離 27.3 露出形コンセントは、背面に裸の通電部があつてはならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 11 附属書 JA.2.2	箇条 11 接地接続の手段（11.1 及び 11.6 を除き、全細分箇条を含む） 感電を防ぐ為、接地接続に関する手段を規定している。 附属書 JA.2.2 構造上やむを得ない部分の試験 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間を接続したとき、その非充電金属部又は露出する充電部に流れる、漏洩電流の制限が規定されている。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10 10.2.2 箇条 14 14.11 箇条 17	箇条 10 感電に対する保護 10.2.2 プラグを完全に挿入したとき、プラグの充電部ピンとコンセントの接地金属カバーとの間の沿面距離及び空間距離は、それぞれに規定する値に適合しなければならない。 箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造 14.11 電線交換形可搬形アクセサリは、コード止めの金属部は、締付ねじを含み、接地回路から絶縁する。 箇条 17 絶縁抵抗及び耐電圧（全細分箇条を含む）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き				箇条 27 27.1 附属書 JA.1 附属書 JA.2 附属書 JA.2.1	アクセサリの絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければならない。 箇条 27 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離 27.1 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は、規定する値未満であってはならない。 附属書 JA.1 裏面の充電部と取付面との絶縁距離 裏面の充電部と取付面との絶縁距離等の要求が規定されている。 附属書 JA.2 その他の箇所の絶縁距離 その他の箇所は、規定する値以上でなければならない。 附属書 JA.2.1 絶縁距離 絶縁距離の要求が規定されている。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 28 28.1	箇条 28 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性 28.1 耐過熱性及び耐火性 電氣的熱ストレスにさらされるおそれがある絶縁材料の部分及びその劣化がアクセサリの安全性を損なうおそれがある絶縁材料の部分は、異常な熱及び火災によって過度	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九條 続き				附属書 JA.2.2	に影響されてはならない。 附属書 JA.2.2 構造上やむを得ない部分の試験 極性が異なる充電部間を短絡したとき、短絡回路に接続してある部品は燃焼してはならない。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.23.1 箇条 19 箇条 21	箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造 14.23.1 ピンの温度上昇は、45 K を超えてはならない。 箇条 19 温度上昇 ピンの温度上昇は、45 K を超えてはならない。 箇条 21 通常操作 温度上昇はどの箇所でも 45 K を超えてはならない。	
第十一條 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.2.5 12.3.5 12.3.10 箇条 13 13.19	箇条 12 端子及び終端 12.2.5 ねじ形端子は、電線に過度の損傷を与えずに締め付ける設計及び構造でなければならない。 12.3.5 ねじなし端子は、電線に過度の損傷を与えずに締め付ける設計及び構造でなければならない。 12.3.10 ねじなし端子は、通常の使用状態で機械的応力に耐えなければならない。 箇条 13 固定形コンセントの構造 13.19 接地回路の金属片は、電源線の絶縁体を損傷するばりがあつてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10	箇条 10 感電に対する保護	
				10.6	10.6 コンセントに接地極が付いている場合、プラグを挿入することによって安全性が損なわれるほど変形しないような設計としなければならない。	
				箇条 12	箇条 12 端子及び終端	
				12.2.3	12.2.3 ねじ形端子は、十分な機械的強度をもっていなければならない。	
				箇条 13	箇条 13 固定形コンセントの構造 (13.1、13.2、13.4~13.12、13.15、13.16、13.18~13.21 及び 13.201 を除き、全細分箇条を含む) 固定形コンセントに対する機械的強度の要求を規定している。	
				箇条 14	箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造	
				14.2	14.2 可搬形アクセサリのピンは、適切な機械的強度をもっていなければならない。	
	14.25	14.25 可搬形アクセサリの挿入口のメンブレンは、13.22 及び 13.23 の要求事項に適合しなければならない。				
	箇条 23	箇条 23 可とうケーブル及びその接続 (23.3 を除き、全細分箇条を含む) 外部からの力が可とうケーブルを介してその接続部に外				

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				箇条 24	部力が加わらない構造の要求を規定している。 箇条 24 機械的強度（24.15、24.16 及び 24.19 を除き、全細分箇条を含む） アクセサリ、露出形取付ボックス、ねじ付きグラウンド及び覆いは、取付け中及び使用中に加わるストレスに耐える十分な機械的強度をもっていなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 通常の使用時にその性能が信頼でき、使用者又は周囲にこの規格の意図する範囲内で危険を与えないような設計及び構造にしなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 アクセサリ及び露出形取付ボックスは、通常の使用時にその性能が信頼でき、使用者又は周囲にこの規格の意図する	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き		ないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。			範囲内で危険を与えないような設計及び構造にしなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、通電状態において常に動作しており、始動・停止の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定すると	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.2	箇条 11 接地接続の手段 11.2 固定形コンセントの外部等電位端子は、6mm ² 以上の導体に適した大きさでなければならない。外部接地端子は、0.75～2.0mm ² の電線を接続するのに適切でなければ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条 続き		もに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条 12 12.2 12.2.1	ならない。 箇条 12 端子及び終端 12.2 外部銅導体用ねじ形端子 12.2.1 規定の公称断面積をもった銅導体が適切に接続できる端子を備えなければならない。 外部接地端子及び電線交換形アクセサリの接地端子は、0.75～2.0mm ² の電線を接続するのに適切でなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作はがないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、雑音は発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見や	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.4	箇条 8 表示 8.4 プラグ及び可搬形コンセントについて、形番以外の 8.1 の表示は、アクセサリを組み立てて配線した後でも容易に	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 続き		すい箇所容易に消えない方法で表示されるものとする。		8.8 箇条 25 25.1	識別できなければならない。 8.8 表示は、耐久性があり、容易に判読できなければならない。 箇条 25 耐熱性 25.1 表示は判読できなければならない。	
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-1：2010、追補 1:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2015

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 環境条件 ホルダは、一般使用環境条件下（使用温度及び相対湿度）で使用できなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 箇条 7	箇条 6 設計 ホルダは、使用率 60% の定格電流を表示し、寸法要求と一致しなければならない。 箇条 7 機能 ホルダは、溶接棒の固定及び使い残りの端部の取外しが安全で素早くできなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	箇条 7 機能 ホルダは、不必要な母材への短絡時に、母材から溶接棒を引き離すことができなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 12	箇条 11 表示 規定の情報を表示しなければならない。 箇条 12 取扱説明書 取扱説明書には規定の記載事項を記載しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2015

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					に接触してはならない。	
第七 条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	8.1 10.2	8.1 直接接触に対する防護 ホルダは、溶接棒を取り付けずに、製造業者が指定する最小断面積の溶接ケーブルを装着した状態において、充電部への故意でない接触に対して保護する構造とする。 10.2 ハンドルへの溶接ケーブルの絶縁の入り込み ホルダは、溶接ケーブルの絶縁が溶接ケーブルの外径の2倍以上、すなわち、最小でも 30mm の深さまで入り込むよう設計しなければならない。	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	□該当 ■非該当	—	—	ホルダはアーク溶接装置の一部であり、接触電流に対する安全性はアーク溶接電源で担保される（JIS C 9300-1 アーク溶接 6.3.2 漏れ電流は交流実効値 10mA を超えてはならない。）た

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2015

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き						め、非該当が妥当と考える。
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.2 8.3 10.2	8.2 絶縁抵抗 絶縁抵抗は、湿度処理後 1MΩ 以上なければならない。 8.3 絶縁耐力 ホルダは、どのようなフラッシュオーバー又は絶縁破壊も生じることなく、交流 1000V（実効値）の試験電圧に耐えなければならない 10.2 ハンドルへの溶接ケーブルの絶縁の入り込み ホルダは、溶接ケーブルの絶縁が溶接ケーブルの外径の2倍以上、すなわち、最小でも 30mm の深さまで入り込むよう設計しなければならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.3	9.3 高温物体への耐力 ハンドルの絶縁物は、発火したり不安全になることなく、高温物体及び通常の溶接で発生する溶接スパッタの影響に耐える能力をもっていなければならない。 ホルダのどのような構成も通常の操作状態において、燃焼の危険を生じてはならない。すなわち、自己消火性の材料を使用しなければならない。 水平状態の加熱した鋼線を 2 分間、ホルダの絶縁の最も弱	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2015

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九條 続き					い箇所にて当てる。加熱した鋼線が絶縁体を貫通して充電部に接触してはならない。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.1	9.1 温度上昇 ホルダの温度上昇は、最大径の溶接棒に相当する丸鋼棒及び最大断面積のすずめっきなしの銅線の溶接ケーブルを取り付けた状態で、連続通電したとき、ハンドル外部表面の最も熱い箇所が40Kを超えてはならない。	
第十一條第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	10.1	10.1 溶接ケーブルの入り口 ホルダの溶接ケーブルの入り口は、曲げによって溶接ケーブルに損傷を与えないように設計しなければならない。	
第十一條第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	10.4	10.4 耐衝撃性 ホルダは、溶接棒のクランプ装置又はこの装置のレバーにおいて、外観又は機械的損傷なしで、衝撃試験の機械的ストレスに耐えなければならない。	
第十二條	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	流出又は溶出することにより人体に危害を及ぼし、又は物件に

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2015

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条 続き						損傷を与える化学物質を使用していないため、非該当が妥当と考える。
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	各種報告によれば、アーク溶接装置によって発生する電磁波は人体に危害を及ぼすレベルではない
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	無監視状態による運転がないため、非該当が妥当と考える。
第十五 条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	ホルダには、始動、再始動及び停止させる機能は無く、操作は

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2015

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						人の意思により行うため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	6	箇条6 設計 ホルダは、使用率60%の定格電流を表示し、寸法要求（ホルダの定格電流に対する溶接ケーブルの断面積の最小限の適合範囲）と一致しなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	別規格（JIS C9300-10 [IEC 60974-10]）で規

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2015

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						定されている。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	別規格 (J55011 及び JIS C9300-10 [IEC 60974-10]) で規定されている。
第十九条	表示等 (一般)	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 表示 ホルダへの表示又は記号表記は、明瞭に、かつ、容易に消えないようにしなければならない。	
第二十条第 1 項	表示等 (長期使用製品安全表示制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇 (産業用のもの又は電気乾燥機 (電熱装置を有する浴室用のもの) に限り、毛髪乾燥機を除く。) の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2015

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えな	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-11:2015

規格名：アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		い方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2014

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 環境条件 溶接ケーブルジョイントは、一般使用環境条件下（使用温度及び相対湿度）で使用できなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 9.6	箇条 6 設計 溶接ケーブルジョイントは、接続する溶接ケーブルの断面積範囲によって、設計しなければならない。 9.6 寸法 溶接ケーブルジョイントの寸法が規定されている。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.1	9.1 保持方法 保持方法は、長さ方向の引張りに対して溶接ケーブルジョイントの故意でない分離を防止しなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 11	箇条 10 表示 規定の情報を表示しなければならない。 箇条 11 取扱説明書 取扱説明書には規定の記載事項を記載しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2014

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.4	9.4 溶接ケーブルの接続 接続部は、分離することなく引張り試験に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 箇条 7 7.1	箇条 4 環境条件 溶接ケーブルジョイントは、一般使用環境条件下（使用温度及び相対湿度）で使用できなければならない。 箇条 7 電撃の防護 7.1 溶接ケーブルジョイントは IP3X で保護されていなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.2	8.2 高温物体への耐力 溶接ケーブルジョイントの絶縁物は、発火したり不安全になることなく、高温物体及び通常の溶接で発生する溶接スパッタの影響に耐える能力をもっていなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.4 9.3	7.4 間接接触に対する導電部の保護 出力電流を通電し、溶接ケーブルジョイントの結合を外した後も充電部となり得る金属部品は、絶縁物内径の 10% 以上の深さ、すなわち、最小でも深さ 2mm を絶縁体端面から引っ込めなければならない。 9.3 溶接ケーブルジョイントへの溶接ケーブルの絶縁の入り込み 溶接ケーブルジョイントは、溶接ケーブルの絶縁が少なく	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2014

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号続 き					とも溶接ケーブルの外径の2倍以上、30 mm以上の深さまで入り込むよう設計しなければならない。	
第七條 第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	ジョイントはアーク溶接装置の一部であり、接触電流に対する安全性はアーク溶接電源で担保される（JIS C 9300-1 アーク溶接電源 6.3.2 漏れ電流は交流実効値 10mA を超えてはならない。）ため、非該当が妥当と考える。
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.1	7.1 電圧定格 溶接ケーブルジョイントの電圧定格は、プロセスにより規定し、それに応じた絶縁抵抗及び絶縁耐力を持たねばなら	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2014

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き		れるものとする。			ない。	
				7.2	7.2 絶縁抵抗 新品の溶接ケーブルジョイントの絶縁抵抗は、湿度処理後 2.5MΩ以上なければならない。	
				7.3	7.3 絶縁耐力	
				7.3.1	7.3.1 一般要求事項 溶接ケーブルジョイントは、フラッシュオーバー又は絶縁破 壊を生じることなく規定する交流試験電圧に耐えなけれ ばならない。	
			7.3.2	7.3.2 アーク起動及びアーク安定化電圧のための追加要求 事項 アーク起動及びアーク安定化電圧を使用する溶接ケーブ ルジョイントは、規定の電圧に耐えなければならない。		
			9.3	9.3 溶接ケーブルジョイントへの溶接ケーブルの絶縁の 入り込み 溶接ケーブルジョイントは、溶接ケーブルの絶縁が少なく とも溶接ケーブルの外径の2倍以上、30mm以上の深さま で入り込むよう設計しなければならない。		
第九條	火災の危険源か らの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及 ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない ように、発火する温度に達しない構造の採	■該当 □非該当	8.2	8.2 高温物体への耐力 溶接ケーブルジョイントの絶縁物は、発火したり不安全に なることなく、高温物体及び通常の溶接で発生する溶接ス	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2014

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。			パッタの影響に耐える能力をもっていなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.1	8.1 温度上昇 正常に結合した溶接ケーブルジョイントの温度上昇は、試験電流を通電したとき、外部表面の最も熱い箇所が 45K を超えてはならない。	
第十一条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.2	9.2 溶接ケーブルの入り口 溶接ケーブルジョイントの溶接ケーブルの入り口は、曲げによって溶接ケーブルに損傷を与えないように設計しなければならない。	
第十一条 第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.5	9.5 破壊荷重 溶接ケーブルジョイントは、絶縁破壊又は機械的損傷なしで、破壊試験の機械的圧力に耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	流出又は溶出することにより人体に危害を及ぼし、又は物件に

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2014

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条 続き						損傷を与える化学物質を使用していないため、非該当が妥当と考える。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	各種報告によれば、アーク溶接装置によって発生する電磁波は人体に危害を及ぼすレベルではない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	無監視状態による運転がないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	ジョイントには、始動、再始動及び停止させる機能は無く、

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2014

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						操作は人の意思により行うため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6	箇条6 設計 溶接ケーブルジョイントは、接続する溶接ケーブルの断面積範囲によって、設計しなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	別規格（JIS C9300-10 [IEC 60974-10]）で規

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2014

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						定されている。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	別規格 (J55011 及び JIS C9300-10 [IEC 60974-10]) で規定されている。
第十九条	表示等 (一般)	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10	箇条 10 表示 各溶接ケーブルジョイントの表示は、明瞭に、かつ、容易に消えないようにしなければならない。	
第二十条第 1 項	表示等 (長期使用製品安全表示制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇 (産業用のもの又は電気乾燥機 (電熱装置を有する浴室用のもの) に限り、毛髪乾燥機を除く。) の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2014

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-12:2014

規格名：アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-13:2014

規格名：アーク溶接装置－第 13 部：溶接クランプ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 環境条件 溶接クランプは、一般使用環境条件下（使用温度及び相対湿度）で使用できなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6	箇条 6 設計 溶接クランプは、最小断面積の溶接ケーブルを接続できなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.1	9.1 保持方法 溶接クランプは、普通の作業での電氣的接触を維持し、かつ、長さ方向の引張りによる故意でない分離を防止しなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 11	箇条 10 表示 規定の情報を表示しなければならない。 箇条 11 取扱説明書 取扱説明書には規定の記載事項を記載しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.3	9.3 溶接ケーブルの接続 接続部は、分離することなく引張り試験に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-13:2014

規格名：アーク溶接装置－第 13 部：溶接クランプ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 環境条件 溶接クランプは、一般使用環境条件下（使用温度及び相対湿度）で使用できなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.2	8.2 高温物体への耐力 絶縁された溶接クランプの絶縁物は、発火することなく、高温物体及び通常の溶接で発生する溶接スパッタの影響に耐える能力をもっていなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	クランプは溶接母材の接地された箇所に接続し、極めて感電のリスクが低いため、非該当が妥当と考える。
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	クランプは溶接母材の接地された箇所に接続す

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-13:2014

規格名：アーク溶接装置－第 13 部：溶接クランプ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き		れるものとする。				るため、絶縁の必要がなく、非該当が妥当と考える。
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.2	8.2 高温物体への耐力 加熱した鋼線が絶縁体を貫通して充電部に接触してはならない。加熱した鋼線の接触領域において発生する可能性があるガスに、電気スパーク又は小さい火炎に近づけて引火を試みる。そのガスが可燃性である場合、加熱した鋼線を取り除いた後、直ちに燃焼が止まらなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.1	8.1 温度上昇 正常に軟鋼板を挟んだ溶接クランプの温度上昇は、最大断面積のすずめつきなしの鋼線の溶接ケーブルを取り付けた状態で、試験電流を通电したとき、外部表面の最も熱い箇所が 45K を超えてはならない。	
第十一条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.2	9.2 溶接ケーブルの入り口 溶接クランプの溶接ケーブルの入り口は、曲げによって溶接ケーブルに損傷を与えないように設計しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-13:2014

規格名：アーク溶接装置－第 13 部：溶接クランプ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.4	9.4 落下耐量 溶接クランプは、機械的機能を損なうことなく落下試験に耐える能力がなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	流出又は溶出することにより人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える化学物質を使用していないため、非該当が妥当と考える。
第十三 条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	各種報告によれば、アーク溶接装置によって発生する電磁波は人体に危害を及ぼすレベルではない。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-13:2014

規格名：アーク溶接装置－第 13 部：溶接クランプ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	無監視状態による運転がないため、非該当が妥当考える。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	クランプには、始動、再始動及び停止させる機能は無く、操作は人の意思により行うため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-13:2014

規格名：アーク溶接装置－第 13 部：溶接クランプ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6	6 設計 溶接クランプは、最小断面積の溶接ケーブルを接続できなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	別規格（JIS C9300-10 [IEC 60974-10]）で規定されている。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	別規格（J55011 及び JIS C9300-10 [IEC 60974-10]）で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10	箇条 10 表示 溶接クランプへの表示又は記号表記は、明瞭に、かつ、容易に消えないようにしなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-13:2014

規格名：アーク溶接装置－第 13 部：溶接クランプ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-13:2014

規格名：アーク溶接装置－第 13 部：溶接クランプ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十 条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9300-13:2014

規格名：アーク溶接装置－第 13 部：溶接クランプ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-12 :2013

規格名：ランプ制御装置－第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般的要求事項 (JIS C 8147-1 (以下、第 1 部) の規定による。) ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15 15.1 15.2 箇条 16 16.2 箇条 17	第 1 部の第二条 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 関係部品の保護 15.1 正常又は異常な動作状態であっても、出力電圧は、製造業者が明示する動作電圧を超えてはならない。 15.2 正常時又は箇条 17 による異常状態で、イグニッション電圧を発生している時間を製造業者が明示する場合、この時間を超えてはならない。 箇条 16 イグニッション電圧 16.2 イグニッション電圧は製造業者が指定するイグニッション電圧の値の 1.3 倍を超えてはならない。 箇条 17 異常状態 定格電源電圧の 90～110% の間、又は製造業者が指定する定格電源電圧の範囲のいかなる電圧でも、安全性を損なう破損が発生してはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-12 :2013

規格名：ランプ制御装置－第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 16 16.3 附属書 JB JB.1	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 16 イグニッション電圧 16.3 イグニッション電圧の遮断時間 電子安定器は、イグニッション電圧を発生する動作を遮断する遮断機能を備えなければならない。 附属書 JB イグニッション電圧の間欠発振 JB.1 イグニッション電圧の間欠発振 イグニッション電圧印加時間の印加休止期間を設けなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 7.2	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示 7.1 表示する項目 安定器（照明器具一体形安定器を除く。）には、規定の事項を記載しなければならない。 7.2 該当する場合に提供する情報 規定する条件に該当する場合は、7.1 に加えて、必要な情報を電子安定器、製造業者のカタログ又はそれに類するものに記載する。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-12 :2013

規格名：ランプ制御装置－第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				箇条 16 16.3	箇条 16 イグニッション電圧 16.3 イグニッション電圧の遮断時間 イグニッション電圧の発生期間の累積時間が 60 秒を超える場合、電子安定器のラベルにその旨を記載しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 箇条 22 附属書 JA	箇条 20 ねじ、通電部及び接続部（第 1 部の箇条 17 の規定による。） その故障によってランプ制御装置の安全性を損なうおそれがあるねじ、通電部及び機械的接続部は、通常の使用でゆるまないこと。 箇条 22 耐食性（第 1 部の箇条 19 の規定による。） 腐食することによってランプ制御装置の安全性を損なうおそれのある鋼鉄製部品は、腐食に対して適切に保護していなければならない。 附属書 JA 追加の安全性要求事項 口出し線（第 1 部の JA.3 の規定による。） 独立形ランプ制御装置の口出し線は、JIS C 8105-1 の 5.2（電源との接続及びその他の外部配線）及び 7.2（保護接地）の規定に、また、独立形ランプ制御装置以外のランプ制御装置の口出し線については、JIS C 8105-1 の 5.3（内部	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-12 :2013

規格名：ランプ制御装置－第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					配線)の規定に適合しなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 耐湿性及び絶縁性（第 1 部の規定による。） ランプ制御装置は、耐湿性をもっていなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 箇条 18 箇条 21	箇条 8 端子（第 1 部の規定による。） ねじ端子は、JIS C 8105-1 の第 14 章（ねじ締め式端子）に適合しなければならない。ねじなし端子は、JIS C 8105-1 の第 15 章（ねじなし端子及び電気接続）に適合しなければならない。 箇条 18 構造 木、綿、絹、紙及び同様な繊維質材料は、含浸していない場合、絶縁物として用いてはならない。（第 1 部の 15.1 の規定による。） 箇条 21 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 充電部を所定の位置に保持する絶縁部品及び電撃保護用絶縁部品は、十分な耐熱性をもたなければならない。（第 1 部の箇条 18.1 の規定による。） ランプ制御装置は、充電部を固定している場合、又は充電	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-12 :2013

規格名：ランプ制御装置－第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				附属書 JA	<p>部と接触する絶縁性部品を湿気及びじんあいにはさらされることがないように保護している場合を除き、耐トラッキング性をもっていなければならない。（第 1 部の箇条 18.5 の規定による。）</p> <p>附属書 JA 追加の安全性要求事項</p> <p>口出し線（第 1 部の JA.3 の規定による。）</p> <p>独立形ランプ制御装置の口出し線は、JIS C 8105-1 の 5.2（電源との接続及びその他の外部配線）及び 7.2（保護接地）の規定に、また、独立形ランプ制御装置以外のランプ制御装置の口出し線については、JIS C8105-1 の 5.3（内部配線）の規定に適合しなければならない。</p>	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>	<p>箇条 10</p> <p>箇条 14</p>	<p>箇条 10 充電部との偶発接触からの保護</p> <p>電撃からの保護を照明器具の外郭に依存しないランプ制御装置は、通常の使用状態で設置したとき、充電部（附属書 A 参照）との偶発接触に対して十分に保護しなければならない。（第 1 部の 10.1 の規定による。）</p> <p>箇条 14 故障状態（第 1 部の規定による。）</p> <p>ランプ制御装置は、故障状態の下で動作させたときに、炎若しくは溶融物質の放出又は可燃性ガスの発生がないように設計する。10.1 に規定する偶発接触に対する保護が</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-12 :2013

規格名：ランプ制御装置－第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					損なわれてはならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保 護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ うに抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 9 箇条 10	箇条 9 保護接地（第 1 部の規定による。） 接地用端子又は接点と人の触れるおそれのある金属部品 との間の電圧降下を、測定しなければならない。その電流 及び電圧降下から求めた抵抗値は、0.5Ωを超えてはなら ない。 箇条 10 充電部との偶発接触からの保護 合計静電容量が 0.5μF を超えるコンデンサを組み込んだ ランプ制御装置は、定格電圧の電源からランプ制御装置を 遮断し、1 分間以内にランプ制御装置の端子間の電圧が 50 V を超えないような構造にしなければならない。（第 1 部 の 10.2 の規定による。）	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける おそれがある内外からの作用を考慮し、か つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た れるものとする。	■該当 □非該当	箇条 15 15.3	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 関係部品の保護 15.3 外部制御が可能な電子安定器の場合、制御用端子は、 基礎絶縁と同等以上の絶縁によって主電源から絶縁しな なければならない。	
第九 条	火災の危険源か らの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及 ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない ように、発火する温度に達しない構造の採	■該当 □非該当	箇条 17	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 17 異常状態 電子安定器の異常状態において、発火が発生してはならな	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8147-2-12 :2013

規格名： ランプ制御装置－第 2-12 部： 直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。			い。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般的要求事項（第 1 部の規定による。） ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。 JIS C 8105-1 の要求事項を満たさなければならない。	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 17	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 17 異常状態 電子安定器は、異常試験の間及び終了後に、安全性を損なう破損をしてはならない。	
第十一条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 箇条 8	箇条 4 一般的要求事項（第 1 部の規定による。） ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。 JIS C 8105-1 の要求事項を満たさなければならない。 箇条 8 端子（第 1 部の規定による。） ねじ端子は、 JIS C 8105-1 の第 14 章（ねじ締め式端子）に適合しなければならない。ねじなし端子は、 JIS C 8105-1	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-12 :2013

規格名：ランプ制御装置－第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き					の第 15 章（ねじなし端子及び電気接続）に適合しなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 17	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 17 異常状態 電子安定器の異常状態において、安全性を損なう破損、材料の溶融、又は煙が発生してはならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 17	第 1 部の第十四条に該当する規定による他、次による。 箇条 17 異常状態 電子安定器は、定格電源電圧の 90～11 %の間、又は製造業者が指定する定格電源電圧の範囲のいかなる電圧でも、異常状態で動作中に安全性を損なうことがあってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-12 :2013

規格名：ランプ制御装置－第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動・再始動・停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないので、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動す	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 C	附属書 C 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項 C.3 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の一般的要求	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-12 :2013

規格名：ランプ制御装置－第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条 続き		るよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		附属書 JA	事項（第 1 部の C.3 の規定による。） 保護手段を設けなければならない。 附属書 JA 追加の安全性要求事項 口出し線（第 1 部の JA.3 の規定による。） 独立形ランプ制御装置の口出し線は、JIS C 8105-1 の 5.2（電源との接続及びその他の外部配線）及び 7.2（保護接地）の規定に、また、独立形ランプ制御装置以外のランプ制御装置の口出し線については、JIS C8105-1 の 5.3（内部配線）の規定に適合しなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般的要求事項（第 1 部の規定による。） ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015 の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示され	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示 7.1 安定器（照明器具一体形安定器を除く。）に表示するものは、耐久性のある方法で明瞭に表示する。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-12 :2013

規格名：ランプ制御装置－第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		るものとする。				
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示	二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-12 :2013

規格名：ランプ制御装置－第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項 続き	制度による表示)	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-12 :2013

規格名：ランプ制御装置－第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-12 :2013

規格名：ランプ制御装置－第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

白 紙

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.1 5.6.2	箇条 5 安全性に関する一般要求事項 5.1 一般 単電池及び組電池を、通常使用及び予見可能な誤使用の双方の場合に安全であるように設計し、製造しなければならない。 5.6.2 リチウム系の組電池に関する設計上の留意事項 組電池を構成する各単電池又は各電池ブロックの電圧は、上限充電電圧を超えてはならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.2 5.3	5.2 絶縁及び配線 内部接続の機械的強度は、通常使用に対して対応できなければならない。 5.3 弁作動 外側容器の内部において単電池が支持材で固定されている場合、支持材の種類及び支持の方法は、組電池が通常の作動において過熱を引き起こすものであってはならず、また、圧力低下を妨害するものであってはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.1	箇条 5 安全性に関する一般事項 5.1 一般 単電池又は組電池は、予見可能な誤使用の後に機能を失う場合があるが、その際、次に示すような潜在的危険に対し、7.3 及び 8.3 に規定する要求事項を満たさなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き					<p>い。また、単電池又は組電池が通常使用される場合は、安全で、かつ、機能を継続しなければならない。</p> <p>a) 発火</p> <p>b) 破裂</p> <p>c) 漏液</p> <p>d) 弁作動</p> <p>e) 外部加熱による発火</p> <p>f) 内容物が露出するような組電池容器の開裂</p> <p>5.4 温度、電圧及び電流の管理</p> <p>5.4.2 リチウム系</p> <p>組電池は、電流制限装置が作動して安全なレベルに制限する対策を備えなければならない。</p> <p>5.6 組電池への単電池組込み</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>組電池は制御機能及び保護機能をもたなければならない。</p> <p>5.6.2 リチウム系の組電池に関する設計上の留意事項</p> <p>直列接続された複数の単電池、又は直列接続された複数の電池ブロックからなる組電池は、全ての単電池又は全ての電池ブロックの電圧を測定し、単電池又は電池ブロックが充電電圧の上限値を超えたときに充電が停止しなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				8.3	8.3 予見可能な誤使用 外部短絡、自然落下、加熱、圧壊、過充電、強制放電、強制内部短絡、衝撃等によって、発火等を引き起こさない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.4 5.4.2 5.6 5.6.1 箇条9 箇条10 10.1	5.4 温度、電圧及び電流の管理 5.4.2 リチウム系 単電池業者は、組電池製造業者に温度、電圧及び電流の制限値を提供しなければならない。組電池製造業者は、機器製造業者に温度、電圧及び電流の制限値を提供しなければならない。 5.6 組電池への単電池組込み 5.6.1 一般 組電池を試験するときは、組電池製造業者がこの規格に従って、適合性を確認する試験報告書を作成しなければならない。 箇条9 安全に関する情報 単電池製造業者は、製品の電流・電圧・温度限界に関する情報を提供しなければならない 箇条10 表示 10.1 単電池の表示 リチウム系の単電池の表示は、JIS C 8711 によらなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				10.2 10.3	10.2 組電池の表示 リチウム系の組電池の表示は、これらを構成する単電池の表示に従い、適切なものでなければならない。 10.3 その他の情報 組電池製造業者は、次に示す情報を組電池に表示するか、機器製造業者に提供しなければならない。 － 保管及び廃棄に関する指示 － 推奨する充電方法に関する指示	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	5.5 8.2.1 8.2.2B	5.5 端子接続部 外部の端子接続面は、良好な機械的強度及び耐腐食性を備えた導電材料によって構成しなければならない。 8.2.1 連続定電圧充電（単電池） 連続定電圧充電で、発火、破裂又は漏液を引き起こさない。 8.2.2B 温度サイクル 高温及び低温の環境に繰り返し置いても、発火、破裂又は漏液を引き起こさない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	8.2.2 8.2.2B	8.2.2 高温下での組電池容器の変形（組電池） 高温で使用したとき、内容物の露出を引き起こす組電池容器の変形がない。 8.2.2B 温度サイクル 高温及び低温の環境に繰り返し置いても、発火、破裂又は	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き					漏液を引き起こさない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.2 8.2.2	5.2 絶縁及び配線 内部配線及びその絶縁は、予想される最大の電流、電圧及び温度に関する要求事項に耐えなければならない。 8.2.2 高温下での組電池容器の変形（組電池） 高温で使用したとき、内容物の露出を引き起こす組電池容器の変形があってはならない。	
第七條 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.1	箇条5 安全性に関する一般事項 5.1 一般 単電池及び組電池を、通常使用及び予見可能な誤使用の双方の場合に安全であるように設計し、製造しなければならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.1	箇条5 安全性に関する一般事項 5.1 一般 単電池及び組電池を、通常使用及び予見可能な誤使用の双方の場合に安全であるように設計し、製造しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.2	5.2 絶縁及び配線 正極端子と組電池外部に露出した金属表面（電氣的接触面を除く。）との間の絶縁抵抗は、直流 500V を 60 秒間印加後に 5MΩ 以上でなければならない。 配線には、各々の接続器の間に適切な間隙と沿面距離とを保つものを用いなければならない。	
				5.5	5.5 端子接続部 端子接続部は、短絡の危険性を最小限にしなければならない。	
				8.3.8D	8.3.8D 機器に装着した組電池の落下（組電池） 落下又は衝撃が加わった場合、組電池及びそれを構成する単電池の内部において短絡を生じてはならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.3	5.3 弁作動 組電池の容器及び単電池には、内部圧力を低下する機構を設けるか、又は内部圧力が破裂又は発火を予防するために設けた数値又は割合に至ったときに、過剰な内部圧力を低下するように設計しなければならない。	
				5.4.2	5.4 温度、電圧及び電流の管理 5.4.2 リチウム系 異常な温度上昇が発生しないように設計しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九條 続き				8.2	8.2 通常使用（8.2.2を除く全細分箇条を含む） 連続定電圧充電、運搬中に受ける振動、高温及び低温環境の繰り返しにおいても、発火を引き起こしてはならない。	
				8.3	8.3 予見可能な誤使用（8.3.8D、8.3.8Eを除く全細分箇条を含む） 正極端子と負極端子との短絡、自然落下、異常高温、圧壊、長時間充電、強制放電、強制的な内部短絡、取扱い又は運搬時の衝撃等があっても発火を引き起こしてはならない。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.4 5.4.2	5.4 温度、電圧及び電流の管理 5.4.2 リチウム系 リチウム系の組電池は、異常な温度上昇が発生しないように設計しなければならない。また、組電池は、電流制限装置が作動して安全なレベルに制限する対策を備えなければならない。	
第十一條 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.3 8.2.1	5.3 弁作動 組電池の容器及び単電池には、内部圧力を低下する機構を設けるか、又は内部圧力が破裂又は発火を予防するために設けた数値又は割合に至ったときに、過剰な内部圧力を低下するように設計しなければならない。 8.2.1 連続定電圧充電（単電池） 連続定電圧充電で、破裂を引き起こしてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				8.2.2B 8.3	8.2.2B 温度サイクル 高温及び低温の環境に繰り返し置いても、破裂を引き起こしてはならない。 8.3 予見可能な誤使用（8.3.8、8.3.8D、8.3.8E を除く全細分箇条を含む） 正極端子と負極端子との短絡、自然落下、異常高温、圧壊、長時間充電、強制放電、取扱い又は運搬時の衝撃等があっても、破裂を引き起こしてはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	5.5 8.2.2A 8.3.3 8.3.5 8.3.8A	5.5 端子接続部 外部の端子接続面は、良好な機械的強度によって構成しなければならない。 8.2.2A 振動 運搬中に受ける振動によって、発火、破裂又は漏液を引き起こしてはならない。 8.3.3 自然落下 単電池又は組電池を落下させても（例えば、作業台の上から落下）、発火又は破裂を引き起こしてはならない。 8.3.5 圧壊（単電池） 単電池が激しく圧壊されても、発火又は破裂を引き起こしてはならない。 8.3.8A 衝撃	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				8.3.8B 8.3.8D	取扱い又は運搬のときに衝撃を受けても、発火、破裂又は漏液を引き起こしてはならない。 8.3.8B 低圧（単電池） 低圧（例えば、空輸の場合）によって、発火、破裂又は漏液を引き起こしてはならない。 8.3.8D 機器に装着した組電池の落下（組電池） 落下又は衝撃が加わった場合、組電池及びそれを構成する単電池の内部において短絡を生じてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.2 8.3.8A 8.3.8B	8.2 通常使用（8.2.2を除く全細分箇条を含む） 連続定電圧充電、運搬中に受ける振動、高温及び低温環境の繰り返しにおいても、漏液を引き起こしてはならない。 8.3.8A 衝撃 取扱い又は運搬のときに衝撃を受けても、漏液を引き起こしてはならない。 8.3.8B 低圧（単電池） 低圧（例えば、空輸の場合）によって、漏液を引き起こさない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、当該品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条続き						を発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.2.1 8.2.2	8.2.1 連続定電圧充電（単電池） 連続定電圧充電で、発火、破裂又は漏液を引き起こしてはならない。 8.2.2 高温下での組電池容器の変形（組電池） 高温で使用したとき、内容物の露出を引き起こす組電池容器の変形があつてはならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に当該品には、始動、再始動及び停止させる機能はなく、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.5 8.3.8E	5.5 端子接続部 端子接続部は、接続部で予想される最大電流を確実に流すことができる寸法及び形状でなければならない。 8.3.8E 過充電保護（組電池） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックは、パラメータ測定許容差にかかわらずの上限充電電圧を超えてはならない。組電池の制御として適切な過充電保護機能が備えられていなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に当該品には、電磁的妨害による誤動作を生じる要素はないため、非該当が妥当と考え

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き						る。
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	一般的に当該品には、機能障害を及ぼす雑音を発生する要素はないため、非該当が妥当と考える。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.5 箇条 10 10.1 10.2	5.5 端子接続部 端子には、組電池の外部表面にプラス（+）及びマイナス（-）を明示しなければならない。 箇条 10 表示 10.1 単電池の表示 リチウム系の単電池の表示は、JIS C 8711 による。（JISC8711 箇条 5.3 表示において、容易に消えない方法での表示が規定されている。） 10.2 組電池の表示 リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	この規格では規定しない。	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	同上	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	同上	同上
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	同上	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8712:2015

規格名：ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4項 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				